

平成21年4月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 印

平成20年(ワ)第28号 貸金等請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成16年(ワ)第50号)

口頭弁論終結日 平成21年1月29日

判 決

控訴人 (第1審原告)

松 岡

(以下「控訴人松岡」という。)

控訴人 (第1審原告)

家 保

(以下「控訴人家保」という。)

控訴人 (第1審原告)

志 摩

(以下「控訴人志摩」という。)

控訴人 (第1審原告)

末 広

(以下「控訴人末広」という。)

控訴人 (第1審原告)

長 谷 川

(以下「控訴人長谷川」という。)

大阪府中央区大手前2-1-22

被控訴人 (第1審被告)

大 阪 府

上記代表者知事

橋 下 徹

上記訴訟代理人弁護士

筒 井 豊

上記指定代理人

同

同

同

同

林 重 樹

泉 尾 正 彦

安 井 潤

長 田 喜 裕

佐 藤 新 悟

大阪府高槻市桃園町 2-1

被控訴人（第 1 審被告）

上記代表者市長

高 槻 市

奥 本 務

被控訴人（第 1 審被告）

竹 下

（以下「被控訴人竹下」という。）

被控訴人（第 1 審被告）

中 井

（以下「被控訴人中井」という。）

被控訴人（第 1 審被告）

恒 岡

（以下「被控訴人恒岡」という。）

被控訴人（第 1 審被告）

高 浜

（以下「被控訴人高浜」という。）

被控訴人（第 1 審被告）

大 西

（以下「被控訴人大西」という。）

被控訴人（第 1 審被告）

佐 竹

（以下「被控訴人佐竹」という。）

被控訴人（第1審被告）

山 口

（以下「被控訴人山口」という。）

上記被控訴人8名訴訟代理人弁護士

俵 正 市

同 寺 内 則 雄

同訴訟復代理人弁護士 高 橋 英

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人大阪府は、控訴人ら各自に対し、下記各金員及びうち原判決別紙休憩時間未払賃金表の「休憩時間未払賃金」欄記載の各月分の金員に対する翌月17日から支払済みまで年6%の割合による金員を支払え。
 - (1) 控訴人松岡に対し 68万1175円
 - (2) 控訴人家保に対し 68万9968円
 - (3) 控訴人志摩に対し 71万8897円
 - (4) 控訴人末広に対し 74万8719円
 - (5) 控訴人長谷川に対し 68万7165円
- 3 被控訴人高槻市及び被控訴人竹下は、控訴人松岡に対し、連帯して30万円及びこれに対する被控訴人高槻市は平成16年5月7日から、被控訴人竹下は

同月 8 日から、それぞれ支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。

- 4 被控訴人高槻市、被控訴人中井及び被控訴人恒岡は、控訴人家保に対し、連帯して 30 万円及びこれに対する被控訴人高槻市は平成 16 年 5 月 7 日から、被控訴人中井及び被控訴人恒岡は同月 2 日から、それぞれ支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。
- 5 被控訴人高槻市及び被控訴人高浜は、控訴人志摩に対し、連帯して 60 万円及びこれに対する被控訴人高槻市は平成 16 年 5 月 7 日から、被控訴人高浜は同月 2 日から、それぞれ支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。
- 6 被控訴人高槻市、被控訴人大西及び被控訴人佐竹は、控訴人末広に対し、連帯して 30 万円及びこれに対する被控訴人高槻市は平成 16 年 5 月 7 日から、被控訴人大西は同月 3 日から、被控訴人佐竹は同月 2 日から、それぞれ支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。
- 7 被控訴人高槻市及び被控訴人山口は、控訴人長谷川に対し、連帯して 30 万円及びこれに対する被控訴人高槻市は平成 16 年 5 月 7 日から、被控訴人山口は同月 3 日から、それぞれ支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。
- 8 被控訴人高槻市は、控訴人ら各自に対し、それぞれ 30 万円及びこれに対する平成 16 年 5 月 7 日から支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 控訴人らは、平成 14 年度及び平成 15 年度中、高槻市立小中学校の教諭として勤務中、休憩時間にも勤務していたとして、

ア 被控訴人大阪府に対し、大阪府の職員の給与に関する条例 2 条に基づき、休憩時間中の勤務に対する給与（平成 14 年 4 月分～平成 16 年 3 月分）及びこれに対する年 6 %の割合による遅延損害金（起算日は各支払期日の翌日）の、

イ 被控訴人高槻市及び控訴人らが勤務する学校の校長らに対し、休憩時間に

について適正に把握し、管理しなかったこと、休憩時間につき明示しなかったこと、休憩時間に関する労働基準法34条の規定を遵守しなかったことが、それぞれ違法であるとして、民法709条、同法710条又は国家賠償法1条に基づく損害金及びこれに対する民法所定の年5%の割合による遅延損害金（起算日は各被控訴人に対する訴状送達の日翌日）の、各支払を求めるものである。

(2) 原審は、控訴人らが休憩時間中に行った活動は、勤務をするに至った経緯、従事した職務の内容、勤務の実情等に照らして、控訴人ら各自の自由意思を極めて強く拘束するような形態でなされ、かつ、そのような勤務実態が常態化しているとまでは認められない等から、休憩時間中の勤務につき対価の支給を求めることはできず、また控訴人らの休憩時間の取得に関して、被控訴人高槻市の教育委員会又は控訴人らの上司である学校長らにおいて、違法な公権力の行使があったとは認められないとして、控訴人らの各請求をいずれも棄却した。

(3) 控訴人らは、これを不服とし、その取消しと、控訴人らの請求の全部認容を求めて、控訴した。

2 前提事実（証拠等を掲げない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 被控訴人高槻市は、高槻市立小中学校を設置し、高槻市教育委員会（以下「高槻市教委」という。）は、同学校を所管している。

控訴人らは、いずれも、府費負担教職員（後記(2)ア(7)参照）であり、被控訴人大阪府は、控訴人らの給与を負担し、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）は、控訴人らの任命権を有する。

イ 高槻市立小中学校の各校長は、各学校の校務を司り、所属する教職員を監督している（平成19年法律第96号による改正前の学校教育法（以下同様。）28条3項、40条）。

ウ 控訴人松岡は、平成9年4月から平成16年3月まで、高槻市立柳川中学校（以下「柳川中学校」という。）に教諭として勤務し、平成16年3月31日に定年退職した（甲76）。

被控訴人竹下は、平成14年4月から平成17年3月まで、柳川中学校の校長を務め、平成16年3月まで控訴人松岡の服務監督者であった（丙16）。

エ 控訴人家保は、平成12年4月から平成17年3月まで高槻市立庄所小学校（以下「庄所小学校」という。）に教諭として勤務し、同年4月に転勤した（甲76）。

被控訴人恒岡は、平成14年4月から平成15年3月まで、庄所小学校の校長を務め、控訴人家保の服務監督者であった。

被控訴人中井は、平成15年4月から平成17年3月まで、庄所小学校の校長を務め、控訴人家保の服務監督者であった（丙19）。

オ 控訴人志摩は、平成13年4月から高槻市立土室小学校（以下「土室小学校」という。）に教諭として勤務している（甲76）。

被控訴人高浜は、平成11年4月から平成17年3月まで、土室小学校の校長を務め、平成13年4月から控訴人志摩の服務監督者であった（丙20）。

カ 控訴人末広は、平成8年4月から平成16年3月まで、高槻市立竹の内小学校（以下「竹の内小学校」という。）に教諭として勤務し、同年4月に転勤した（甲76）。

被控訴人佐竹は、平成14年4月から平成15年3月まで、竹の内小学校の校長を務め、控訴人末広の服務監督者であった。

被控訴人大西は、平成15年4月から平成17年3月まで、竹の内小学校の校長を務め、平成16年3月まで、控訴人末広の服務監督者であった（丙17）。

キ 控訴人長谷川は、平成17年3月まで、高槻市立大冠小学校（以下「大冠小学校」という。）に勤務し、同年4月に転勤した（甲76）。

被控訴人山口は、平成13年4月から平成16年3月まで、大冠小学校の校長を務め、平成14年4月から控訴人長谷川の服務監督者であった（丙18）。

（以下、校長であった被控訴人7名を併せて「被控訴人校長ら」という。）

(2) 関連法令の概要

ア 府費負担教職員

(ア) 市町村立学校職員給与負担法は、市町村立の小中学校、高等学校等の職員のうち、都道府県が定める定数に基づき配置される職員の給料等を、都道府県が負担すると定める（1条及び2条。以下、大阪府における上記職員を「府費負担教職員」という。）。

(イ) 府費負担教職員の任免、服務監督

地方教育行政の組織及び運用に関する法律（以下「地教行法」という。）は、市町村立学校職員給与負担法1条及び2条に規定する職員（本件では府費負担教職員）について、都道府県教育委員会が任免権を有し（37条1項）、市町村教育委員会が服務監督権限を有する旨（43条1項）を定める。

(ロ) 府費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件

地教行法は、上記職員（本件では府費負担教職員）の給与、勤務時間その他の勤務条件（地方公務員法24条6項の規定に定める事項）を都道府県の条例で定める旨定める（42条）。

大阪府では、これを受けて、「職員の給与に関する条例」（以下「府給与条例」という。）を制定し、府費負担教職員の給与について定め（乙1）、また、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（以下「府勤務時間条例」という。）を制定し、府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等

について定めている（乙3）。

- (エ) 地方自治法204条の2は、普通地方公共団体において、同法204条1項の職員（普通地方公共団体の常勤職員等）に対し、法律又はこれに基づく条例に基づかずに、給与その他の給付を支給することができない旨を定める。

なお、府給与条例は、府勤務時間条例2条から4条までの規定により定められる勤務時間による勤務に対して給料を支給する旨定め（2条1項）、また、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に対し、当該勤務につき時間外勤務手当を支給する旨を定める（21条1項）。

イ 公立の義務教育諸学校の教育職員の給与の特例

(ア) 旧給特法について

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（平成15年法律第117号による改正前のもの。以下「旧給特法」という。）は、国立及び公立の義務教育諸学校等の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めている（1条参照）。

なお、給特法は、平成15年7月16日法律第117号により、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に改正され、この改正法は平成16年4月1日に施行された。

旧給特法は、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、労働基準法37条を適用しない旨（10条）を定め、所定の教職調整額を支給し、超過勤務手当及び休日給の支給に関する規定を適用しない旨、教職調整額について、国立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する事項を基準として、支給の措置を定めなければならない旨を定める（3条、8条）。

これを受けて、府給与条例26条の3は、所定の義務教育諸学校等に勤務する教育職員に対しては、その者の給料月額の4%に相当する額の教職調整額を支給することとし、同条例21条1項の規定（前記ア(エ)参照）を適用しない旨を定める（乙1）。

(イ) 公立の義務教育諸学校の教育職員の超過勤務について

旧給特法は、公立の義務教育諸学校の教育職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合を、国立の義務教育諸学校の教育職員について、文部科学大臣が人事院と協議して定めた例を基準として、条例で定める場合に限定する旨を定め（7条1項、11条）、府勤務時間条例は、市町村教育委員会において、義務教育諸学校等に勤務する教育職員に対し、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じることができる旨を定め（7条、18条）、この勤務を命じることができる場合について、府教委が、国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として、人事委員会と協議して定める場合に限られる旨定めている（11条、18条）（乙3）。

国立の義務教育諸学校の教育職員について、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程」（昭和46年7月5日文部訓令第28号）4条は、教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合を、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある時に限る旨を定める（乙2）。

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 学生の教育実習の指導に関する業務
- ④ 教職員会議に関する業務
- ⑤ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

そして、府教委の「府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

る規則」2条は、「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（以下「府教委勤務時間規則」という。）6条を準用し、府勤務時間条例11条の「任命権者が国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として」定める場合について、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ないときとすると定め、次の4つの業務を掲げている（乙4、5）。

- i 生徒の実習に関する業務
- ii 学校行事に関する業務
- iii 教職員会議に関する業務
- iv 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

（以下、上記 i ないし iv を併せて「限定4業務」ともいう。）

ウ 休憩時間の取得について

- (ア) 労働基準法34条は、使用者は、労働者に対し、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中に与えなければならない旨（1項）、前項の休憩時間は一斉に与えなければならないが、所定の労働組合又は労働者の過半数代表者との書面による協定がある場合はこの限りではない旨（2項）、使用者は、1項の休憩時間を自由利用させなければならない旨（3項）を定める。
- (イ) 地方公務員法58条4項後段は、労働基準法34条2項但書のうち、前記(ア)の労働組合又は労働者の過半数代表者との書面による協定がある場合に関する部分を、「条例に特別の定めがある場合は」と読み替える旨を定める。
- (ウ) 府勤務時間条例は、市町村教育委員会は、府教委の定める基準に従い、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければ

ならないが、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員について、府教委は、別に休憩時間を定めることができる旨を定め（５条１項、１８条）、また、市町村教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要性がある場合において、人事委員会規則で定めるところによるときは、５条１項の休憩時間を一斉に与えることを要しない旨を定める（５条２項、１８条）（乙３）。

(エ) 大阪府人事委員会の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」

（以下「府勤務時間規則」という。）３条の２は、府勤務時間条例５条２項の「職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要性がある場合」において、交替制によって勤務させる場合（１号）、同一事業場内であっても作業場を異にする場合で公務の運営上必要な場合（２号）、前各号のほか、休憩の自由利用が妨げられず、かつ勤務の強化にならない場合（３号）のいずれかに当たるときは、休憩時間を一斉に与えることを要しない旨を定める（乙３１）（丙２）。

(オ) 府教委勤務時間規則は、府勤務時間条例５条１項本文に定める休憩時間は、校長が定め、昼間において授業を行う学校に勤務する職員については、午前１１時から午後２時までの間に置くものとし、ただし、学校運営上必要があると認められる場合は、他の時間に変えることができる旨を定め（４条１項１号）、また、府勤務時間条例５条１項ただし書に定める特別の勤務に従事する職員の休憩時間については、校長が別に定める旨を定める（４条２項）（乙４）。

府教委の「府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」は、府勤務時間条例５条１項ただし書に定める休憩時間について、府教委勤務時間規則４条２項の規定を準用する旨を定める（乙５）。

(カ) 高槻市教委の「高槻市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」４条は、高槻市立学校に勤務する府費負担教職員の

休憩時間について、府教委勤務時間規則４条１項と同じ内容を定める（丙１）。

(3) 控訴人らの勤務時間及び休憩時間

ア 控訴人松岡

柳川中学校において、勤務時間は、午前８時２５分から午後５時１０分までであり、休憩時間は、午後０時４５分から午後１時３０分までであった。

イ 控訴人家保

庄所小学校において、勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までであり、休憩時間は、平成１４年度が、月曜日・火曜日・木曜日は午後３時２５分から午後４時１０分まで、水曜日・金曜日は午後２時２５分から午後３時１０分まで、平成１５年度が、月曜日・火曜日・木曜日は午後３時２５分から午後４時１０分まで、水曜日・金曜日は午後２時３０分から午後３時１５分までであった。

ウ 控訴人志摩

土室小学校において、勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までであり、休憩時間は、火曜日・木曜日・金曜日は午後３時３０分から午後４時１５分まで、月曜日・水曜日は午後２時４０分から午後３時２５分までであった。

エ 控訴人末広

竹の内小学校において、勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までであり、休憩時間は、６時限まである日は、午後３時３５分から午後４時２０分まで、５時限まである日は、午後２時４５分から午後３時３０分までであった。

オ 控訴人長谷川

大冠小学校において、勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分

までであり、休憩時間は、水曜日以外は午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分までで、水曜日は午後 2 時 40 分から午後 3 時 25 分までであった。

(4) 控訴人らの主な担当職務

ア 控訴人松岡

柳川中学校において、平成 14 年度は 3 年生の担任であり、平成 15 年度は 1 年生の担任であった。

イ 控訴人家保

庄所小学校において、平成 14 年度は 1 年生の担任であり、平成 15 年度は、5, 6 年生の理科専科と 5, 6 年生の算数の T・T (チーム・ティーチング) 主担、養護学級児童の学習支援を担当していた。

ウ 控訴人志摩は

土室小学校において、平成 14 年度は 5 年生の担任であり、平成 15 年度は、理科専科とコンピュータ情報主担を担当していた。

エ 控訴人末広

竹の内小学校において、平成 14 年度は、3 年生の担任であり、平成 15 年度は、5 年生の担任であった。

オ 控訴人長谷川

大冠小学校において、平成 14 年度は 1 年生の担任であり、平成 15 年度は 3 年生の担任であった。

(5) 厚生労働省通知 (甲 9, 乙 14)

厚生労働省労働基準局長は、平成 13 年 4 月 6 日付けで、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」(平成 13 年 4 月 6 日基発 339 号)を発した。

上記厚労省基準は、使用者において、労働時間を適正に把握するために、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録すること、そのための方法として、使用者が自ら現認するか、又はタイムカード、ICカード等の

客観的な記録を基礎とすること等を定めている。

総務省自治行政局公務員部公務員課長は、各都道府県総務部長等宛で、平成13年4月27日付けの書面で、上記厚労省基準に基づき、適切に対応するように通知し、大阪府総務部市町村課長は、同年5月9日付けで、各市町村等の人事担当部（課）長宛に、上記厚労省基準の趣旨を踏まえ、適切に対応するように通知した。

(6) 高槻市教委による休憩時間に関する通知（甲7の1～4）

高槻市教委は、平成14年度に休憩時間の試行を行い、平成14年4月12日付けで各学校長に「教職員の勤務におけるサービスの厳正な取扱いについて（通知）」を発した。

この通知には、各学校長に対し、所属職員に勤務時間の厳守（休憩時間の明示を含む）等、サービスの厳正な取扱いについて指導の徹底を図るように求める旨が記載されていた。

この通知に添付された「説明用メモ」には、「（①、②は省略）③ 休憩時間は、条例上午前11時から午後2時の間に45分のかたまりで取ることを原則とするが、学校運営上必要があると認められるときは他の時間に変えることができる。④ 休憩時間の一斉付与については、職務の特殊性がある場合において、休憩の自由利用が妨げられず、かつ、勤務の強化にならない場合には、休憩時間を一斉に付与することを要しない。（以下省略）」と記載されていた。

(7) 高槻市教委による休憩時間の取得状況調査（甲2の1～3，丙24）

高槻市教委は、平成15年1月、2学期（平成14年9月2日～同年12月24日）における休憩時間の取得状況について、各校長に調査を依頼した。

調査の方法は、各学校長において、所属学校の教職員に質問を記載した調査票を配布し、その回答の集計結果を集計票に記載して、高槻市教委に提出するというものであった。

3 争点

(1) 判断の前提となる事実関係についての争い

ア 控訴人らの勤務実態（争点1）

イ 被控訴人校長らによる職務命令の存否（争点2）

(2) 控訴人らの被控訴人大阪府に対する、休憩時間中の勤務に対応する給与請求権の有無及びその額（争点3）

(3) 控訴人らの、被控訴人高槻市及び被控訴人校長らに対する損害賠償請求権の有無

ア 被控訴人校長ら個人の損害賠償責任の有無（争点4）

イ 被控訴人高槻市又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らの休憩時間に対する把握、管理について、違法があったか（争点5）

ウ 被控訴人高槻市又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らに対し、休憩時間の明示、労働基準法34条の遵守について、違法があったか（争点6）

エ 控訴人らの損害（争点7）

第3 争点に対する当事者の主張の要旨

1 争点1（控訴人らの勤務実態）について

【控訴人らの主張】

以下のとおり、控訴人らは、いずれも職務に従事するため、休憩時間を取ることができなかった。

(1) 控訴人松岡について

控訴人松岡は、休憩時間において、週に3回程度は生徒と昼食を一緒にとり、生徒の様子把握、生徒との会話等を行い、他にも生徒の指導、生徒の相談への対応、学年会議、教科会議、教員の打合せ、班ノートの点検、教材準備等に追われていた。平成14年度に3年生担任をしていた際は、2学期中頃から進路指導のための生徒との相談、書類の作成等があり、昼食もそこそこにして仕事に追われていた。そもそも、生徒が学校にいる時間帯に教員

が休憩時間をとることは不可能である。

(2) 控訴人家保について

控訴人家保は、平成14年度は小学1年生の担任であったが、1学期の前半は家庭との連絡を週2、3回の「学年だより」で行い、学年だよりの回数が減った後も、児童・保護者との対応に追われることが多く、児童が下校した後は、毎日の学年会、教材の研究、準備で忙殺され、さらに、休憩時間後に、ほぼ毎日、定例会議、臨時会議（他学年のいじめ・不登校の課題を克服するための臨時校内研究会等）が組み込まれていた。したがって、勤務時間において時間的余裕はなく、休憩時間は、毎日の教材準備・学年行事・学校行事の準備に当てなければならず、ほとんど取得できない状態であった。

控訴人家保は、平成15年度は小学5年生及び6年生の理科専科、算数のT・T（チーム・ティーチング）主担、養護学級児童の学習支援を担当していたが、主な校務分掌の大半を一人で兼務することになり、教材研究、授業準備、理科実験の事前準備・後片づけに加え、校務分掌に関する指導計画・準備・研究、各部・委員会間の調整等で、放課後も追いまくられ、週5時限の空き時間を含め、休憩時間にも仕事をせざるを得ない状態であった。

(3) 控訴人志摩について

控訴人志摩は、平成14年度は小学5年生の担任であったが、1学期は林間学校の行事の計画、準備等のため、休憩時間にも忙殺されたほか、高槻市の研究委嘱校の指定を受けて、2学期末に総合的学習の研究発表の中心的学年になったため、年度当初から計画、立案、地域内外のボランティア、ゲストの人々との折衝等を、休憩時間にもせざるを得ず、勤務時間終了後に1、2時間の残業を行い、ノート、テスト、教材研究、教材作成を自宅に持ち帰ることが常態であった。

控訴人志摩は、平成15年度は理科専科とコンピュータ情報主担を担当したが、教材準備、実験器具、教材園の管理、実験器具の片づけ、放課後にお

ける児童との対応で、休憩時間を費やしていた。他にも、ホームページ作成、コンピュータクラブのボランティアとの打合せ、機器の保守管理、コンピュータ室機器の全面的新規更新作業、情報主担者会議・研修への出張等があり、休憩時間を費やしても時間がとれず、年間を通じて、ほぼ1時間ないし3時間の残業と自宅への持ち帰りをして仕事を乗り切っていた。

(4) 控訴人末広について

控訴人末広は、平成14年度は、NIE (Newspaper in Educationの略称で、新聞を教材とした学習活動を指す。)の研究指定を受け、研究発表の学年であったため、その準備のため休憩時間をほとんど取れず、平成15年度は、林間学校や児童会の行事等の計画、準備を休憩時間に行わなければならなかった。また、両年度とも、職員室に管理職がいない時には、電話の近くに席があったため、その対応に追われ、休憩がとれないことが多々あった。

(5) 控訴人長谷川について

控訴人長谷川は、平成14年度、高槻市教育研究会小学校生活部の部長として、研究会の準備のための電話連絡、事務作業等を、会議が始まる前である休憩時間にしなければならず、また、担任した1年生のクラスに養護学級在籍児童がおり、児童数が40名近かったため、課業時間は児童のサポートで費やされ、児童の下校後である休憩時間に、養護学級在籍児童への連絡帳を作成したり、ノート・プリントの丸つけや点検、保護者への電話連絡を行った。

控訴人長谷川は、平成15年度は3年生担任であったが、ノートの点検、テスト・プリントの丸付け、保護者への連絡、児童の補習、打合せがあり、休憩が取れる状況ではなかった。

(6) 高槻市教委による休憩時間の実態調査の結果

高槻市教委が平成14年度に試行実施した休憩時間の実態調査(前提事実(7))によれば、教員の大半は、休憩時間を全く又はほとんど取得できなか

った、休憩時間を明示された後も同様であったと回答しており、控訴人らが在籍していた各校長の意見によっても、休憩時間においても、休憩できず、労働が継続している実態が明らかである。

【被控訴人大阪府の主張】

控訴人らが主張する休憩時間中の勤務の実情は、いずれも曖昧なものである。控訴人ら各自の勤務状況等については、以下のとおりである（以下に述べるほか、被控訴人高槻市及び被控訴人校長らの主張を援用する。）。

(1) 控訴人松岡について

控訴人松岡は、前記【控訴人らの主張】(1)のとおり、休憩時間に勤務をせざるを得ず、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人松岡が、柳川中学校において、休憩時間にどのように勤務をしたかについて、これを認めるに足りる客観的な証拠はない。

仮に控訴人松岡が休憩時間に勤務したことがあったとしても、それは、教育職員としての自発性、創造性に基づく自主的な判断によるものというべきである。

また、控訴人松岡は、平成15年度前期の水曜日を除き、平成14年度及び平成15年度において、毎日少なくとも1コマの空き時間があったこと、時間単位の年次休暇（当日の申出によって取得可能なもの）を多数回取得し、終業時刻前に退校することがよくあったこと、校長に申し出て、休憩時間の分割取得による振替によって、休憩時間を分割して取得することも可能であったことに照らすと、休憩時間を取得することが不可能であったとは認められない。

(2) 控訴人家保について

控訴人家保は、前記【控訴人らの主張】(2)のとおり、休憩時間に勤務せざるを得ず、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人家保が、庄所小学校において、休憩時間に上記各勤務をし

たことを認めるに足りる客観的な証拠はない。

仮に控訴人家保が休憩時間に勤務したことがあったとしても、それは、教育職員としての自発性、創造性に基づく自主的な判断によるものというべきである。

また、控訴人家保は、平成14年度及び平成15年度において、時間単位の年次休暇を適宜取得して、終業時刻以前に退校したり、終業時刻後速やかに退校することが稀ではなかったこと、校長に申し出て、休憩時間の分割取得による振替によって、休憩時間を分割して取得することも可能であったことに照らすと、休憩時間を取得することが不可能であったとは認められない。

(3) 控訴人志摩について

控訴人志摩は、前記【控訴人らの主張】(3)のとおり、休憩時間に勤務しており、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人志摩が、土室小学校において、休憩時間に上記各勤務をしたことを裏付ける客観的な証拠は見当たらない。

仮に控訴人志摩が休憩時間に勤務することがあったとしても、それは、教育職員としての自発性、創造性に基づく自主的な判断によるものというべきである。

また、控訴人志摩は、平成14年度及び平成15年度において、時間単位の年次休暇を適宜取得して、終業時刻以前に退校することもあったのであり、校長に申し出て、休憩時間の分割取得による振替によって、休憩時間を分割して取得することも可能であったことに照らすと、休憩時間を取得することが不可能であったとは認められない。

(4) 控訴人末広について

控訴人末広は、前記【控訴人らの主張】(4)のとおり、休憩時間に勤務に従事しており、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人末広が、竹の内小学校において、休憩時間に上記各勤務を

したことを裏付ける客観的な証拠は見当たらない。教員の休憩時間における電話対応は、校長、教頭又は事務職員が行っていた。

仮に控訴人末広が休憩時間に勤務することがあったとしても、教育職員としての自発性、創造性に基づく自主的な判断によるものというべきである。

また、控訴人末広は、平成14年度及び平成15年度において、時間単位の年次休暇を適宜取得して、終業時刻以前に退校することもあったのであり、校長に申し出て、休憩時間の分割取得による振替によって、休憩時間を分割して取得することも可能であったことに照らすと、休憩時間を取得することが不可能であったとは認められない。

(5) 控訴人長谷川について

控訴人長谷川は、前記【控訴人らの主張】(5)のとおり、休憩時間に勤務を行い、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人長谷川が、大冠小学校において、休憩時間に上記各勤務をしたことを裏付ける客観的な証拠は見当たらない。

仮に控訴人長谷川が休憩時間に勤務することがあったとしても、教育職員としての自発性、創造性に基づく自主的な判断によるものというべきである。

また、控訴人長谷川は、平成14年度及び平成15年度において、時間単位の年次休暇を適宜取得して、終業時刻以前に退校することもあったのであり、校長に申し出て、休憩時間の分割取得による振替によって、休憩時間を分割して取得することも可能であったことに照らすと、休憩時間を取得することが不可能であったとは認められない。

【被控訴人高槻市及び被控訴人校長らの主張】

(1) 控訴人松岡について

ア 控訴人松岡は、前記【控訴人らの主張】(1)のとおり、休憩時間に勤務せざるを得ず、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人松岡が休憩時間中に業務に従事したことを裏付ける証拠はない。

仮に控訴人松岡が休憩時間中に業務を遂行していたとしても、控訴人松岡の自由な判断に基づくものである。

イ 控訴人松岡が、教室で昼食をとっていたというのは、控訴人松岡の自由な判断に基づくものである。

控訴人松岡が主張する昼食以外の事由は、日常的、恒常的に発生し、休憩時間を取得できなくなるようなものとは考えられない。仮にこれらによって控訴人松岡が休憩時間を取得できなかったとしても、それは控訴人松岡の判断ないし責任によるものである。

授業準備、進路指導については、空き時間及び放課後の自由時間を効率的に活用すれば、休憩時間中に処理しなければならないほどの業務負担が生じることはない。

高機能自閉症の生徒への対応については、養護学級の担任、養護教諭、カウンセラー、心の相談員も関わっていたのであるから、これを理由として控訴人松岡の業務負担が過重になっていたことはない。

各種会議への参加については、各種会議が休憩時間を避けて開催されており、これによって休憩時間の取得が妨げられたことはなく、各種会議の開催によって他の業務を処理する時間が減少したとしても、空き時間や放課後の時間を効率的に活用すれば、休憩時間中に処理しなければならないほどの業務負担が生じることはない。

ウ 控訴人松岡は、休憩時間の明示に強い問題意識を持っていたが、平成14年度及び平成15年度に休憩時間の振替制度を利用していなかった。控訴人松岡は、平成15年度前期の水曜日を除き、毎日少なくとも1コマ空き時間を有していた上、当日に申し出て取得できる時間単位の休暇を多数回取得して、終業時刻前に退校することが多数あったことに照らすと、休憩

時間を取得できなかった際、当日の別の時間帯に休憩時間を振り替えて取得することが困難であったとは考えられない。

(2) 控訴人家保について

- ア 控訴人家保は、前記【控訴人らの主張】(2)のとおり、休憩時間に勤務せざるを得ず、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人家保が、休憩時間中に業務を遂行していたことを認めるに足りる証拠はない。

仮に控訴人家保が休憩時間中に業務を遂行したことがあったとしても、それは、控訴人家保の自由な判断によるものである。

- イ 「学年だより」については、控訴人家保は、1年生の2学級において、週1回又は2週に1回、発行していたものであり、格別作業量が多いものとは認められない。

学年会への参加については、1年生の担任教員2名の打合せにすぎず、開始時刻に関して工夫すれば、休憩時間中に処理しなければならない業務負担が生じるものとはいえない。

教材研究・授業の準備、学習用プリント・ノートの点検については、平成14年度は、1年生の担任として、週23コマの授業を割り当てられていたが、授業コマ数は他の学年より少なく、放課後の時間を利用することが可能であり、また、平成15年度は、5年生と6年生の理科専科と算数（チーム・ティーチング）を担当しており、週23コマの授業を割り当てられていたが、空き時間は週に5コマあり、この時間を利用することが可能であったから、休憩時間中に処理しなければならない業務負担を生じさせるものではない。

(3) 控訴人志摩について

- ア 控訴人志摩は、前記【控訴人らの主張】(3)のとおり、休憩時間に勤務せ

ざるを得ず、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人志摩が、休憩時間に業務を遂行していたことを認める証拠はない。

仮に、何らかの業務を遂行していたとしても、控訴人志摩の自由な判断に基づくものである。

- イ 林間学校は、平成14年度の6月13日、14日に実施されたものであって、その計画・準備が年度を通じた恒常的な業務負担とはなり得ない。

また、上記計画・準備のために、特別活動の授業コマがあてられていたし、控訴人志摩は、平成14年度、5年生の担任を務めており、音楽と理科の授業は専科の教員が担当していたから、それらの授業時間を空き時間として利用することが可能であったし、放課後の時間帯に行うこともできた。

総合的学習の研究発表についても、平成14年度の11月22日に実施されたものであるから、その計画・準備は、林間学校と同様、年度を通じた恒常的な業務負担とはなり得ない。

その他の業務についても、空き時間や放課後の時間帯に行うことができた。

- ウ なお、控訴人志摩は、休憩時間の振替制度が周知されていたにもかかわらず、その利用を申し出たことはなく、他方、時間単位の有給休暇については自ら届出を行って適宜取得し、終業時刻以前に退校することがあり、所定の休憩時間に休憩することができていたと推認される。

(4) 控訴人末広について

- ア 控訴人末広は、前記【控訴人らの主張】(4)のとおり、休憩時間に勤務せざるを得ず、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人末広が、休憩時間に業務を遂行していたことを認める証拠はない。

仮に、何らかの業務を遂行していたとしても、控訴人末広の自由な判断に基づくものである。

イ NIEの研究発表は、平成14年度の11月22日に行われたが、その準備が年度を通じた業務負担の原因とはなり得ない。

また、NIEは控訴人末広のみが担当していたわけではなく、準備のための授業コマがあてられていたし、控訴人末広は、平成14年度は音楽の授業を専科の教員が担当していたから、それらの授業時間を空き時間として利用することが可能であったし、放課後の時間帯に行うこともできた。

林間学校についても、平成15年度の5月27日、28日に実施されたものであるから、その計画・準備は、年度を通じた恒常的な業務負担とはなり得ない。

平成15年度は、音楽と理科の授業を専科の教員が担当しており、その他の業務についても、空き時間や放課後の時間帯に行うことができた。

(5) 控訴人長谷川について

ア 控訴人長谷川は、前記【控訴人らの主張】(5)のとおり、休憩時間に勤務せざるを得ず、そのため、休憩時間を取得することができなかった旨主張する。

しかし、控訴人長谷川が、休憩時間に業務を遂行していたことを認める証拠はない。

仮に、何らかの業務を遂行していたとしても、控訴人長谷川の自由な判断に基づくものである。

イ 控訴人長谷川は、平成14年度、1年生の学級担任を務めていたが、1年生は週当たりの授業コマ数が他の学年に比較して少なく、特に、放課後の時間帯に上記業務を遂行することは十分可能であった。

り なお、控訴人長谷川は、休憩時間の振替制度が周知されていたにもかかわらず、その利用を申し出たことはなく、他方、時間単位等の有給休暇については自ら届出を行って適宜取得し、終業時刻以前に退校することがあり、所定の休憩時間に休憩することができていたと推認される。

2 争点2（被控訴人校長らによる職務命令の存否）について

【控訴人らの主張】

- (1) 学校現場では、年度初めの職員会議において、「校務をつかさどり、所属職員を監督する」校長が学級担任はじめ校務の分掌を決定する。そして教職員のあらゆる仕事は校長の明示の職務命令に基づくものであり、教職員はその後の分担されたあらゆる職務遂行に当たって「黙示の命令」ないしは「包括的職務命令」によって職務に専念している。

控訴人らは、休憩時間中にも連続的に職務に従事しており、被控訴人校長らは、このことを知りながら、控訴人らに対し、休憩時間中に必要ない業務であると指示しておらず、意見も述べていない。

控訴人らの休憩時間中の勤務は、控訴人らが自主的であると言明しない以上、被控訴人校長らの黙示の包括的な職務命令に基づくものというべきである。

- (2) 控訴人らの勤務する学校では、休憩時間中に職員会議が開催されており、これらは校長の職務命令に基づくものである。

【被控訴人大阪府の主張】

仮に、控訴人らの主張するような勤務の事実（前記1）があったとしても、それは、控訴人らの教育職員としての自発性、創造性に基づく自主的な判断によるものであり、校長の明示又は黙示の職務命令によるものではない。

年度当初における教員の校務分掌の分担が、校長の校務掌理権限に基づいて決定されたとしても、その後の分掌された職務の遂行に当たっては、教員は、それぞれの自主的な判断に基づいて勤務を行うものであり、校長が、教

職員のあらゆる職務について黙示の命令や包括的職務命令を発しているわけではない。

(1) 控訴人松岡について

ア 被控訴人竹下は、控訴人松岡に対し、休憩時間に勤務することを命じる旨の明示又は黙示の職務命令をしていない。

被控訴人竹下は、平成14年4月及び平成15年4月、職員会議において、控訴人松岡を含む職員に対し、文書で休憩時間を周知するとともに、休憩時間を取得できない場合は、休憩時間の振替制度を利用するように説明しており、控訴人松岡は、この制度を利用して、休憩時間を取得することが可能であった。

イ 控訴人らは、休憩時間に勤務することを余儀なくされていたのは、控訴人らに対し、勤務を命じる黙示の包括的な職務命令が発せられていたからである旨主張する。

しかし、仮に休憩時間に勤務を要する事態が生じたため、休憩時間に勤務をすることを余儀なくされたとしても、それは、教育職員の特殊性によるものであるとともに、教員としての勤務関係から当然に生じる職務上の義務に基づくものであり、包括的職務命令に基づくものではない。教職員の自主的な勤務をすべて包括的職務命令と解するのは、実態に沿わない上、教員の勤務内容及び勤務態様の特殊性を否定することになる。

したがって、控訴人らの上記主張は失当である。

(2) 控訴人家保について

庄所小学校校長であった被控訴人恒岡及び被控訴人中井は、控訴人家保に対し、休憩時間に勤務することを命じる旨の明示又は黙示の職務命令をしていない。

被控訴人中井は、平成15年度の4月又は5月、職員朝礼において、控訴人家保を含む教職員に対し、文書を配布して休憩時間を周知するとともに、

休憩時間の自由利用・休憩時間の取得について注意を促し、休憩時間を取得できない場合は、休憩時間の振替制度を利用することを説明した。また、被控訴人恒岡も、平成14年度に休憩時間の明示をしていた。したがって、控訴人家保は、休憩時間の振替制度を利用して、休憩時間を取得することが可能であった。

(3) 控訴人志摩について

土室小学校校長であった被控訴人高浜は、控訴人志摩に対し、休憩時間に勤務することを命じる旨の明示又は黙示の職務命令をしていない。

被控訴人高浜は、平成14年5月28日の職員会議において、控訴人志摩を含む教職員に対し、文書を配布して休憩時間を周知するとともに、休憩時間を適切に取得できるように説示し、休憩時間を取得できない場合は、休憩時間の振替制度を利用することを説明した。したがって、控訴人志摩は、休憩時間の振替制度を利用して、休憩時間を取得することが可能であった。

(4) 控訴人末広について

竹の内小学校校長であった被控訴人大西、被控訴人佐竹は、控訴人末広に対し、休憩時間に勤務することを命じる旨の明示又は黙示の職務命令をしていない。

被控訴人大西は、平成15年度において、控訴人末広を含む教職員に対し、文書を配布して休憩時間を周知するとともに、休憩時間の自由利用、休憩時間の取得について注意を喚起し、休憩時間を取得できない場合は、休憩時間の振替制度を利用することを説明した。また、被控訴人佐竹も、平成14年度に休憩時間の明示をしていた。したがって、控訴人末広は、休憩時間の振替制度を利用して、休憩時間を取得することが可能であった。

(5) 控訴人長谷川について

大冠小学校校長であった被控訴人山口は、控訴人長谷川に対し、休憩時間に勤務することを命じる旨の明示又は黙示の職務命令をしていない。

被控訴人山口は、控訴人長谷川を含む教職員に対し、休憩時間を明記した時間割を配布して休憩時間を周知するとともに、休憩時間を取得できない場合は、休憩時間の振替制度を利用することを説明した。したがって、控訴人長谷川は、休憩時間の振替制度を利用して、休憩時間を取得することが可能であった。

【被控訴人高槻市及び被控訴人校長らの主張】

(1) 控訴人松岡について

被控訴人竹下が、控訴人松岡に対し、休憩時間に職務を遂行するように命令したことはない。

被控訴人竹下は、平成14年度及び平成15年度、4月の職員会議で、控訴人松岡を含む教職員に対し、文書を配布して休憩時間を周知するとともに、文書を職員室に掲示して休憩時間の取得の意識付けをし、休憩時間を取得できない場合は休憩時間の振替制度を利用するように説明し、休憩時間に各種の会議を組まないように注意を促していた。

さらに、被控訴人竹下は、年度当初のPTAの役員会において、教職員の休憩時間帯に保護者による学校訪問、電話等をできるだけ控えるように依頼し、また、教職員の休憩時間中、校長又は教頭のいずれかができるだけ職員室に在室するように努め、保護者等からの電話に対応するようにしていた。

以上のとおり、被控訴人竹下は、控訴人松岡を含む教職員の休憩時間の確保について十分に配慮していた。

(2) 控訴人家保について

被控訴人恒岡及び同中井が、控訴人家保に対し、休憩時間に職務を遂行するように命令したことはない。

被控訴人恒岡は、平成14年度の4月末ないし5月の職員朝礼において、控訴人家保を含む教職員に対し、文書を配布して休憩時間を周知し、休憩時間の取得について注意喚起し、休憩時間を取得できない場合は、休憩時間の

振替制度を利用するよう説明した。

平成15年度は、被控訴人中井が、同様、休憩時間の明示を行っており、被控訴人中井は、教職員に対し、各種の会議は、休憩時間終了後に行うよう注意を促していたし、休憩時間中の電話対応などについては、自らもしくは教頭のいずれかが、職員室に在室するよう努めていた。

(3) 控訴人志摩について

被控訴人高浜は、控訴人志摩に対して、休憩時間に職務を遂行するよう命令したことはない。

被控訴人高浜は、平成14年度の5月28日の職員会議において、控訴人志摩を含む教職員に対して、文書（丙15の4）を配布し、かつ、職員室の掲示板に掲示して、休憩時間を周知するとともに、各教職員が創意工夫によって休憩時間を適切に取得できるよう説示し、休憩時間を取得できない場合は休憩時間の振替制度を利用するよう説明した。平成15年度の4月24日の職員会議においても、同様、休憩時間の周知を図っている。

さらに、被控訴人高浜は、休憩時間終了後に各種の会議をするように注意を促していた。

(4) 控訴人末広について

被控訴人佐竹及び同大西が、控訴人末広に対し、休憩時間に職務を遂行するように命令したことはない。

被控訴人佐竹は、平成14年度、控訴人末広を含む教職員に対し、文書を配布したり、掲示して、休憩時間を周知するとともに、休憩時間を取得できない場合は、振替制度を利用するよう説明した。

平成15年度は、被控訴人大西が、同様、休憩時間の明示を行っていた。

(5) 控訴人長谷川について

被控訴人山口が、控訴人長谷川に対し、休憩時間に職務を遂行するように命令したことはない。

被控訴人山口は、控訴人長谷川を含む教職員に対し、休憩時間の時間帯が一見して明らかになるよう記載された時間割を配布、掲示して休憩時間を周知するとともに、休憩時間を取得できない場合は、休憩時間の振替制度を利用するよう説明していた。

また、被控訴人山口は、教職員の休憩時間中の電話対応に関し、自ら又は教頭が職員室に在室するよう努めていた。

3 争点3（控訴人らの被控訴人大阪府に対する休憩時間中の勤務に対応する給与請求権の有無及びその額）について

【控訴人らの主張】

(1) 給与請求権の有無

ア 控訴人らの休憩時間中の勤務は、授業の準備、児童・生徒の生活指導、学級運営に関する職務など、直ちに遂行しなければ、次の授業、明日の授業や学級運営ができないものばかりである。

控訴人らの休憩時間は、実質的にみて、使用者の指揮命令下における手待時間であるから、労働時間である。

控訴人らの勤務が自発的、自主的なものであるか否かは、主観的な事柄であり、労働への対価の成否とは関係がない。

イ 控訴人らは、給特法の成立後、4%の教職調整額に対応する時間以上の時間外勤務を余儀なくされており、この勤務に対する手当が支給されるべきである。

ウ 給特法は、限定4業務以外には時間外労働が行われないという限りにおいて有効とされるのであって、教育職員に対して時間外勤務等を命じることができるのは、限定4業務についてのみであり、これを超えて時間外勤務命令が出される場合には、府給与条例に基づいて賃金を支払うことが認められるべきである。

エ 休憩時間中に行われた職員会議については労基法34条に違反する。職員

会議は、「臨時又は緊急にやむを得ない必要があるとき」ではなく、違法な命令である。当日朝に変更を知らされたとしても、教職員は別の時間への振替取得の段取りが容易にはかれないのが現在の学校の実態であるから、休憩時間を与えていないのと同じである。また休憩時間の振替取得を教職員の自主的な判断に委ねてよいものではなく、振替時間を校長が責任をもって指示すべきである。

オ 以上によれば、被控訴人大阪府は、控訴人ら各自に対し、控訴人らの休憩時間中の勤務につき、その労働の対価として給与を支払うべきである。

(2) 給与の額

ア 控訴人らの勤務時間1時間当たりの給与額は、府給与条例27条及び人事委員会規則20条によれば、以下の方法で算定される。

1時間当たりの給与額＝(月額給与額＋月額調整手当)×12か月÷年間総労働時間1952時間(40時間×52週－128時間)

イ 控訴人らが平成14年度及び平成15年度に休憩時間(1日当たり45分)を取得できなかった日は、原判決添付別紙休憩時間未払賃金表の「休憩がとれなかった日」欄のとおりであり、その合計日数は以下のとおりである。

控訴人松岡	280日
控訴人家保	292日
控訴人志摩	306日
控訴人末広	336日
控訴人長谷川	332日

ウ 休憩時間における労務提供にかかる賃金額は、控訴人ら各自について、45分当たりの給与額に休憩時間を取得できなかった日数を乗じて算定され、原判決添付別紙休憩時間未払賃金表によると、その合計金額は以下のとおりになる(小数点以下切捨て)になる。

控訴人松岡 68万1175円

控訴人家保 68万9968円

控訴人志摩 71万8897円

控訴人末広 74万8719円

控訴人長谷川 68万7165円

【被控訴人大阪府の主張】

(1) 給与請求権の有無

ア 旧給特法及び関係法令との関係

旧給特法は、教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を定めており（1条）、教職員に対し、所定の教職調整額を支給するとともに、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、所定の基準に従い条例に定める場合に限り（11条）、かつ正規の勤務時間を超える勤務について、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しないこと（10条）などを定めている。

したがって、旧給特法及びこれに基づく給与条例の規定によれば、教育職員が正規の勤務時間以外の時間に勤務をしても、直ちに時間外勤務手当等の受給権が生じないのが原則である。

そして、旧給特法、府勤務時間条例11条、府勤務時間規則6条、府教委勤務時間規則2条の各規定（前提事実(2)）に照らすと、府費負担教職員に対し、限定4業務を超えて、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じる職務命令が発せられ、教職員がこれに従事したような場合においても、勤務時間外の勤務命令がされるに至った経緯、教職員が従事した職務の内容、勤務の実情等に照らして、教職員の自由意思を極めて強く拘束するような形態でなされ、そのような勤務が常態化しているなど、そのような勤務時間外の勤務の実情を放置することが、時間外勤務を命じ得る場合を限定列挙して制限を加えた趣旨にもとるような事情が認められない

限り、正規の勤務時間を超えて行った勤務に対して、対価を受給する権利は発生しないというべきである。

イ 控訴人らの勤務実態との関係

控訴人らの勤務実態に照らすと、控訴人らの休憩時間における勤務は、校長の明示又は黙示の職務命令によるものではなく、教育職員としての自発性、創造性に基つき、控訴人らの個々の自主的な判断によって行われたものというべきである。

また、控訴人らは、仮に自主的、自発的に休憩時間に勤務をしたために休憩時間の全部又は一部を取得できなかったとしても、休憩時間の振替、分割付与等の制度を利用して、当日の他の時間帯に休憩時間を取得することが可能であったが、校長に対してこれらの制度の利用を申し出たことは一切なかった。

そうすると、控訴人らの休憩時間における勤務は、控訴人らの自由意思を強く拘束するような形態でなされ、そのような勤務が常態化しているなど、そのような勤務の実情を放置することが、旧給特法及び前記関連規定において、時間外勤務を命じ得る場合を限定列挙して制限を加えた趣旨にもとるような事情が認められるものではない。

したがって、控訴人らの休憩時間中の勤務は、対価を受給する権利が発生するものではない。

ウ 職員会議について

- (7) 土室小学校においては、頻度は少ないものの、休憩時間に食い込むような態様で職員会議の開催時刻を早め、休憩時間中に職員会議が開催されたが、推進会議（校長、教頭、各教科部の主任及び各学年の主任で構成される会議）の協議を経ており、かつ職員朝礼の場で教職員全員の了承により決定されているのであるから、個々の教職員が、その決定に沿って、当日の自己の休憩時間を完全に取得するために必要となる休憩時

間の振替や分割取得について自ら判断し、校長に対してこれらの振替や分割取得を申し出ることが可能であった。

(イ) 竹の内小学校においては、休憩時間中に職員会議が開かれることはほとんどなかったが、仮にあったとしても、職員会議の開催時刻は、教職員全員が出席する職員朝礼時に決定されていたから、個々の教職員は、当日の自己の休憩時間を完全に取得するために必要となる休憩時間の振替や分割取得について判断し、校長に対して振替や分割取得を申し出ることが可能であった。

(ロ) 被控訴人らが、控訴人らの休憩時間の取得を妨げる行為をした事実は認められず、また休憩時間の取得状況を認識しながら放置したものではない。したがって、休憩時間中に職員会議が開催された事実があったとしても、休憩時刻についての振替取得についての判断を委ねたことは違法ではない。

(2) 給与の額

争う。

4 争点4（被控訴人校長ら個人の損害賠償責任の有無）について

【被控訴人校長らの主張】

国家賠償法1条1項による損害賠償請求は、公務員個人に対して訴訟を提起することができない。したがって、被控訴人校長らに対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は、不適法であるか又は理由がない。

【控訴人らの主張】

日本国憲法17条、国家賠償法1条2項の規定に照らすと、被控訴人校長らは、控訴人らの損害賠償請求について当事者適格を有しており、責任の所在は実体法によって本案で審理されるべきである。

5 争点5（被控訴人高槻市又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らの休憩時間に対する把握、管理について、違法があったか）について

【控訴人らの主張】

- (1) 高槻市教委及び被控訴人校長らは、前記1のとおり、控訴人らを含む教育職員が休憩時間を取得できない実態にあったにもかかわらず、休憩時間を取得させるための適切な指導監督を行わず、平成15年度以降、休憩時間の試行を延長して本格実施を行わず、休憩時間に関する実態調査を行わず、休憩時間の保障を放棄して、ただ働きを強制している。

高槻市教委は、厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」に則って、勤務時間の適正な管理を各校長に行わせるべきであるが、これを怠った。

このように、高槻市教委及び被控訴人校長らは、控訴人ら各自に対し、労働時間を適正に把握し、管理する義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

- (2) 職員会議が休憩時間に行われたとき、代替的な休憩時間の取得が指示されていない。被控訴人校長らは、振替取得を教職員の自主的な判断に委ねてよいものではなく、振替時間を校長が責任をもって具体的に指示すべきである。振替を丸投げする対応では、教職員の多忙な現実からすると、休憩を代替的に取得できるという保障はまったくなく、管理者の勤務時間管理責任を放棄しているから、国家賠償法上の責任を被控訴人高槻市及び被控訴人校長らは負うべきである。

【被控訴人高槻市及び被控訴人校長らの主張】

- (1) 控訴人らが休憩時間を取得できない常態にあったとは考えられず、仮に控訴人らが休憩時間に業務を遂行していたとしても、それは、被控訴人校長らの職務上の作為又は不作為によるものではなく、高槻市教委の服務監督権限の行使の有無とも関係がない。

なお、控訴人ら主張の厚生労働省基準について、高槻市教委は、始業・終業時刻の確認及び記録に関して、職員の出退勤時間を出勤簿等により適正に

管理している。

- (2) 休憩時間中に職員会議が開催される場合において、校長が特定の時間帯を指定してその時間帯に代替的に休憩時間を取得するように指示したことはないが、休憩時間をどのように振り替えて取得するかについて教職員の自主的な判断に委ねていた。すなわち、教職員は、事前に休憩時間中の職員会議開催の是非を諮られており、これに反対するかあるいは同意した上で当日の空き時間帯に振り替えて休憩を取得するか等の対応を自由に選択することが可能であったが、それに反対した教職員はいなかった。校長は代替的な休憩時間帯を統一的に指定するのは困難で実際もしていないが、空き時間帯は各人ごとに異なっており、当日の業務遂行予定についても各人各様であるため、統一的な指定が困難であったからであり、各教職員の自主的な判断に休憩時間の取得を委ねていたとしても、国賠法上違法とまではいえない。

- 6 争点6（被控訴人高槻市又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らに対し、休憩時間の明示、労働基準法34条の遵守について、違法があったか）について

【控訴人らの主張】

- (1) 休憩時間の明示について

高槻市教委は、平成14年度、各校長に対し、休憩時間を文書により明示するよう指導したが、平成15年度、同様の明示指導を怠り、教職員組合からこの指導をするように求められても応じなかった。

労働基準法15条、労働基準法施行規則5条3項は、勤務時間について書面の交付による明示を義務付けており、職員に休憩時間に関する周知を図るために、高槻市教委は、休憩時間に関する文書の明示にかかる指導を行い、各校長は、各職員に対し、休憩時間に関する文書を交付すべきである。

- (2) 労働基準法34条との関係について

7 労働基準法34条は、使用者は、労働者に対して、休憩時間を労働時間の途中で、一斉に、自由に利用させること（3原則）を定めている。

しかし、高槻市教委は、平成14年度、休憩時間の試行をする際、各校長に対し、「(①、②は省略) ③ 休憩時間は、条例上午前11時から午後2時の間に45分のかたまりで取ることを原則とするが、学校運営上必要があると認められるときは他の時間に変えることができる。④ 休憩時間の一斉付与については、職務の特殊性がある場合において、休憩の自由利用が妨げられず、かつ、勤務の強化にならない場合には、休憩時間を一斉に付与することを要しない。」と指導した。

また、高槻市教委は、休憩時間の一斉付与の除外、分割取得の場合をモデルによって例示していた。その結果、高槻市立小中学校では、休憩時間の一斉付与の除外、分割がされる場合が多くなっており、特に小学校では顕著であった。

イ 一斉付与の原則との関係について

前記ア④における一斉付与の除外は、労働基準法34条に反するものであり、少なくとも同一職種においては、管理職による休憩時間の実態把握が困難になり、休憩時間の取得を阻害するものであるから、撤廃されるべきである。

ウ 休憩時間の分割について

前記ア③における休憩時間の分割は、自由利用を妨げるものであり、その態様によっては自由利用を不可能にするものである。休憩時間は、45分のかたまりとして設定されるべきであり、休憩時間の分割は撤廃されるべきである。

エ 小括

以上のとおり、高槻市教委は、控訴人らに対し、労働基準法34条に反する取扱いを行い、これらによって、控訴人らは休憩時間の取得を妨げられた。

【被控訴人高槻市及び被控訴人校長らの主張】

(1) 休憩時間の明示について

高槻市教委は、校長らに対し、教職員に休憩時間を明示すべき旨を指導し、校長らは、控訴人らを含む教職員に対し、休憩時間を明示していた。

すなわち、高槻市教委は、平成14年4月12日付「教職員の勤務におけるサービスの厳正な取り扱いについて（通知）」によって、校長らに対し、教職員に休憩時間を文書によって明示すべき旨を指導し、校長らは、控訴人らを含む教職員に対し、平成14年4月、休憩時間を明示した文書を教職員に配布又は掲示することによって、休憩時間を明示し、また、平成15年度も、被控訴人校長らは、控訴人らを含む教職員に対し、同様の方法で休憩時間を明示していた。

休憩時間の明示は、文書の交付によるべきものではない。労働基準法15条が定める労働条件の明示は、労働契約の締結時における問題であり、本件に関連させることは相当でない。

したがって、休憩時間の明示について、被控訴人高槻市又は被控訴人校長らの行為に違法はない。

(2) 一斉付与の原則との関係について

府勤務時間条例5条2項及び18条は、市町村教育委員会は、大阪府の人事委員会規則で定めるところによるときは、休憩時間を一斉に与えることを要しないと定める（乙3）。

そして、高槻市教委は、大阪府人事委員会の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」3条の2第3号に定める「休憩の自由利用が妨げられず、かつ、勤務の強化にならない場合」として、教員の休憩時間を学年別に定めたり、教職員と事務職員の休憩時間を別々に定めたりして運用しており、校長らに対しても、これに基づく指導を行っている。

したがって、休憩時間の一斉付与の原則との関係で、被控訴人高槻市の行為に違法はない。

(3) 休憩時間の自由利用の原則との関係について

控訴人らは、児童生徒が学校にいる間、その対応のために常時待機していなければならないため、休憩時間を自由に利用できず、休憩時間の保障体制が確保されていない旨主張する。

しかし、控訴人らが、児童生徒に対する指導や相談が必要な場合は、一定の創意工夫によって休憩時間以外の時間をずらすなどして、休憩時間を確保することも可能である。また、休憩時間中に必要な緊急かつやむを得ない対応を要するときは、休憩時間の振替（高槻市教委の「高槻市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」4条ただし書参照）が可能であるところ、控訴人らは、休憩時間の振替を申し出ておらず、このような対応を必要とする事情を有していなかった。

以上によれば、控訴人らは、休憩時間の自由利用を妨げられるような状況ではなかったというべきである。

したがって、休憩時間の自由利用の原則との関係で、被控訴人高槻市又は被控訴人校長らの行為に違法はない。

7 争点7（控訴人らの損害）

【控訴人らの主張】

前記5、6のとおり、被控訴人高槻市及び被控訴人校長らは、控訴人らの休憩時間の把握、管理を怠り、控訴人らの休憩時間を保障せず、ただ働きを強制し、休憩時間文書明示義務及び休憩時間の3原則を履行せず、その結果として、前記3のと通りの未払賃金の発生原因を作った。

その結果、控訴人松岡、同家保、同末広、同長谷川はそれぞれ30万円の、控訴人志摩は60万円の無形損害（非財産的損害）を被った。

さらに、被控訴人高槻市は、特に、休憩時間の保障に関する指導を怠ったことにより、控訴人らは、上記の無形損害に加え、それぞれ30万円の無形損害（非財産的損害）を被った。

【被控訴人高槻市及び被控訴人校長らの主張】

争う。

第4 当裁判所の判断

1 争点1（控訴人らの勤務実態）について

(1) 控訴人らの勤務状況

前提事実、証拠（後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人らの勤務状況に関して、以下の事実が認められる。

ア 控訴人松岡について（甲28の1、甲62、76、85、甲89の1～3、丙9の1～6、丙16、原審控訴人松岡本人）

(ア) 控訴人松岡は、柳川中学校において、平成14年度は3年生の担任であり、平成15年度は1年生の担任であった。

(イ) 柳川中学校における休憩時間は、午後0時45分から午後1時30分までであり、これは、4時限の授業の終了から5時限の授業の開始までの間であり、生徒の昼食及び昼休みと同じ時間帯であった。

(ウ) 控訴人松岡は、平成15年度前期の水曜日を除き、毎日1時限程度、授業を担当しない空き時間があった。

(エ) 控訴人松岡は、昼食時間に週3回程度、担任する生徒と一緒に昼食をとり、その際に、生徒と会話をして、生徒の様子を把握するなどしていた。

(オ) 控訴人松岡は、平成14年度は、2学期の中頃から、3年生に対する進路指導のため、生徒との相談や、書類の作成等の作業を行っていたが、昼休み（休憩時間）にもその作業を行っていた。また、担任した学級には、情緒障害がある生徒や、小学校の時から不登校であった生徒が在籍しており、昼休み等の時間に、これらの生徒に生じた問題に対応していた。

(カ) 控訴人松岡は、平成15年度は、1年生の担任として、生徒を中学校

での集団生活に慣れさせ、生徒間に生じた問題を解決し、また、担任した学級に在籍していた高機能自閉症の生徒に関して生じた問題を解決するために、昼休み、放課後等の時間に、これらの問題に対応していた。

控訴人松岡は、平成15年6月9日から同月27日まで、昼休み等の時間において、教育実習生に対する教材研究・特別教育活動の指導に当たった。

(キ) 控訴人松岡は、定例的な学年会、教科に関する会議に、主に放課後に参加していた。

柳川中学校において、職員会議は、放課後に行われることが通例であった。

(ク) 控訴人松岡は、この他に、担任クラスに関する諸事務、教科の研究・準備、定期考査の問題作成・採点、進路関係の諸事務に従事しており、これらの業務を自宅に持ち帰ってすることが度々あった。

イ 控訴人家保について（甲28の4、甲71、72、76、81、82、丙13、14の各1・2、丙19、原審被控訴人中井本人、原審控訴人家保本人）

(ア) 控訴人家保は、庄所小学校において、平成14年度は1年生の担任であり、平成15年度は、5、6年生の理科専科と5、6年生の算数のT・T（チーム・ティーチング）主担、養護学級児童の学習支援を担当していた。

(イ) 庄所小学校での休憩時間は、月曜日・火曜日・木曜日は午後3時25分から午後4時10分までであり、水曜日・金曜日は午後2時25分から午後3時10分までであり、いずれも、授業終了後に行う「終わりの会」（10分間）の終了時刻後の、放課後の時間帯であった。

(ウ) 控訴人家保は、平成14年度は、1年生の担任として、1学期の前半に、家庭との連絡を学年だよりで行っていた。学年だよりの発行は、当初は週2回程度であったが、その後、次第に減少し、2週に1回程度に

なった。

控訴人家保は、平成14年度に、「研究部会（人権・道徳部）代表・指導部会（体育部）代表・高槻市人権教育研究協議会校内代表・校内推進委員会・職員会議・校内研」に関する業務を分掌していた。

控訴人家保は、放課後、児童が下校するまでの間、児童の対応に当たっていた。

平成14年度、庄所小学校では5年生がいわゆる荒れた状態になったことから、この問題に関して、放課後に臨時会議が行われることがあった。控訴人家保は、他の教諭とともに、5年生への対応に関する業務（個別面談、生活指導、当番等）を担当した。

- (エ) 控訴人家保は、平成15年度は、庄所小学校が養護学級1学級を含めて8学級の小規模校であり、担任クラスを持っていなかったこともあり、校務分掌について、全部で39ある「部・委員会」のうち15に所属し、全部で25ある各代表（長）のうち11の代表（長）となり、また、前記「T・T授業」の実施において、6年生24名、5年生36名を受け持っていた。控訴人家保は、放課後等に、担当する部・委員会に関する業務、他の担当者との調整等に当たった。

控訴人家保は、平成15年度、週22時限程度の授業を担当しており、その他の空き時間は、週5時限程度あった。

- (オ) 控訴人家保は、その他に、授業教材の準備・後片づけ、理科実験の準備・後片づけ、学校行事及び学年行事の準備等の業務に従事した。

ウ 控訴人志摩について（甲28の5、甲76、85、丙15の1～4、丙20、原審被控訴人高浜本人、原審控訴人志摩本人）

- (ア) 控訴人志摩は、土室小学校において、平成14年度は5年生の担任であり、平成15年度は、理科専科とコンピュータ情報主担を担当していた。

(イ) 控訴人志摩の土室小学校での休憩時間は、火曜日・木曜日・金曜日は午後３時３０分から午後４時１５分までであり、月曜日・水曜日は午後２時４０分から午後３時２５分までであり、いずれも、授業の終了時刻から１５分後の、放課後の時間帯であった。

(ウ) 控訴人志摩は、平成１４年度は、担任する５年生の林間学校（６月１３日及び１４日に実施）のため、年度当初から計画立案、準備等に当たり、放課後に生徒と一緒に準備作業を行ったこともあった。

また、土室小学校は、平成１４年度、高槻市から研究委嘱校の指定を受け、担任する５年生が総合的学習の研究発表を中心となつて行うため、控訴人志摩は、年度当初から計画立案、地域内外のボランティア・ゲストとの折衝準備等に当たった。

(エ) 控訴人志摩は、平成１５年度は、教材の準備、実験器具の準備・後片づけ、教材園の管理、放課後における児童との対応、ホームページの作成、コンピュータクラブのボランティアとの打合せ、機器の保守管理、コンピュータ機器の新規更新作業、情報主担者会議・研修への出張等に従事していた。

控訴人志摩は、平成１５年度、週２０時限程度の授業を担当しており、その他の空き時間は、週６時限程度あった。

(オ) 土室小学校において、職員会議は、原則として休憩時間後の時間に行われていたが、休憩時間内から行われることもあった。休憩時間に繰り上げて職員会議を行う際は、校長、教頭、各教科部の主任又は各学年の主任で構成される推進会議において、議題内容に照らして事前に決定され、推進会議は、職員朝礼の際にこれを提案し、教職員の下承を得ていた。控訴人志摩は、平成１５年度の推進会議の構成員であった。このような休憩時間中の職員会議は、平成１４年度については３・４回、平成１５年度には４・５回程度あった。

(カ) 控訴人志摩は、休憩時間を費やしても足りず、教材の研究、作成等の業務を自宅に持ち帰ってすることが度々あった。

エ 控訴人末広について（甲 28 の 3、甲 76、85、105、丙 11 の 1～4、丙 12 の 1・2、丙 17、原審被控訴人大西本人、原審控訴人末広本人）

(ア) 控訴人末広は、竹の内小学校において、平成 14 年度は、3 年生の担任であり、平成 15 年度は、5 年生の担任であった。

(イ) 控訴人末広の竹の内小学校での休憩時間は、6 時限まである日は、午後 3 時 35 分から午後 4 時 20 分までであり、5 時限まである日は、午後 2 時 45 分から午後 3 時 30 分までであり、いずれも、授業終了後に行う「終わりの会」（10 分）が終了した後の、放課後の時間帯であった。

(ウ) 控訴人末広は、終わりの会の終了後、児童全員が下校するまでの間、児童への対応を行い、その後、教室の片づけ、ノートの点検、次回の授業の準備等を行っていた。

(エ) 控訴人末広は、平成 14 年度は、竹の内小学校が N I E（「教育に新聞を」の英語略）の研究指定を受け、11 月に公開授業を担当することから、9 月の運動会終了後からその準備等に当たった。11 月は、総合的な学習を行う時限数が増加し、控訴人末広は、そのための準備・打合せ、授業後の反省・点検等に当たったが、これらの作業が休憩時間に食い込むことがあった。

(オ) 控訴人末広は、平成 15 年度は、担任する 5 年生による林間学校や児童会の行事（児童会祭り等）があり、その計画を立案し、放課後に児童と一緒に準備を行った。また、控訴人末広が担任する学級に自閉的な児童、不登校の児童、養護学級に入っている児童等が在籍していたことから、この問題に対処するため、放課後に保護者との連絡、家庭訪問等を行った。

(カ) 控訴人末広は、平成 14 年度及び平成 15 年度は、電話の近くに席が

あったことから、休憩時間に電話の対応をすることが度々あった。

竹の内小学校において、教諭の休憩時間における電話の対応は、管理職又は昼休みを休憩時間としていた事務職員が主に当たるようにしていたが、教頭が平成15年度に病気で勤務を休んだ時期があったこともあり、管理職又は事務職員が電話の近くにいない際は、他の教諭が電話の対応をすることがあった。

(キ) 控訴人末広は、竹の内小学校が全学年2クラスという小規模校であったことから、校務分掌との関係で、放課後に会議に参加することが多かった。

(ク) 竹の内小学校において、職員会議は、原則として休憩時間後の時間に行うこととされていたが、会議の議題によって就業時間内に会議が終了しないことが予想される場合には、帰宅時間が遅くなることを憂慮する教職員からの申出等によって、朝の職員朝礼時に提案して、休憩時間内から会議が行われたこともあった。

オ 控訴人長谷川について（甲28の2、甲63、65、76、83、84、86、丙10の1～4、18、原審被控訴人山口本人、原審控訴人長谷川本人）

(7) 控訴人長谷川は、大冠小学校において、平成14年度は1年生の担任であり、平成15年度は3年生の担任であった。大冠小学校は、各学年2クラスの小規模校であった。

(イ) 控訴人長谷川の大冠小学校での休憩時間は、水曜日以外は午後3時30分から午後4時15分までであり、水曜日は午後2時40分から午後3時25分までであり、いずれも、授業が終了した10分後の、放課後の時間帯であった。

(ウ) 控訴人長谷川は、平成14年度は、担任する1年生に養護学級に在籍していた児童がおり、放課後に同児童への連絡帳を作成し、同児童のい

る学童保育に届けて、その際に同児童の様子を確かめたりしていた。同児童の下校時刻は午後５時であった。

(エ) 控訴人長谷川は、平成１４年度に高槻市教育研究会小学校生活部の部長を担当し、放課後にこの役員と会議を行うことがあった。

(オ) 控訴人長谷川は、平成１５年度は、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日の放課後に、担任する３年生の児童に対して補習を行っていた。月曜日は全員に対して行われ、その他の曜日は一部の児童に対して行われていたが、火曜日と金曜日は６時限まで授業があったので、上記補習は休憩時間中に行われた。これらの補習は、７月に爆弾をしかけたとの脅迫電話があった事件が発生するまで続けられた。

(カ) 大冠小学校において、職員会議（定例会議は月１回）は、休憩時間の終了後に行われていた。

(2) 高槻市教委による休憩時間の取得状況調査の結果（甲２の１～３、丙２４）

ア 高槻市教委は、平成１５年１月、２学期（平成１４年９月２日～同年１２月２４日）における休憩時間の取得状況について、各校長に調査を依頼した。

調査の方法は、各学校長において、所属学校の教職員に質問を記載した調査票を配布し、その回答の集計結果を集計票に記載して、高槻市教委に提出するというものであった。

イ 選択式の質問に対する回答の集計結果は、以下のとおりであった。

(ア) 明示された休憩時間を取得できたか（対象職員１５０３名）。

- | | |
|----------------|-------------|
| A ほぼ取得できた | １０８名（ ７．２％） |
| B ５０％程度取得できた | ２３４名（１５．６％） |
| C ほとんど取得できなかった | ７９１名（５２．６％） |
| D 全く取得できなかった | ２８９名（１９．２％） |
| E 無回答 | ８１名（ ５．４％） |

(イ) 上記(ア)でBないしDと回答した者において、時間の変更等で休憩時間を確保できたか(回答者1290名)。

A ほぼ取得できた 9名(0.7%)

B 50%程度取得できた 170名(13.2%)

C ほとんど取得できなかった 710名(55%)

D 全く取得できなかった 401名(31.1%)

り 調査票において、前記イ(ア)の質問にBないしDと回答した者は、更に、休憩時間を取得できなかった理由を記述式で回答することを求められていた。

控訴人らが所属する各学校の校長が、上記記述式の回答内容を取りまとめ、集計表に記載した内容は、以下のとおりであった(甲2の3)。

(ア) 柳川中学校(控訴人松岡)

明示した休憩時間は取れていないという予想はあったが、実態はそれを超えるものであった。制度の抜本的な改善か、人的配置を施す以外に方法はない。

(イ) 庄所小学校(控訴人家保)

授業終了後の45分を休憩に充てたが、児童との対応等でほとんど取得できなかった。来年度は一斉に休憩が取れるよう十分な検討が必要。

(ウ) 土室小学校(控訴人志摩)

児童への対応や教材研究等で、なかなか取得できない現状。

(エ) 竹の内小学校(控訴人末広)

電話、来客対応、教材研究等のため、とりにくかった。しかし、意識づけとしての効果はあった。

(オ) 大冠小学校(控訴人長谷川)

休憩時間には、児童や保護者への対応が入ることが多い。児童がいる間は休憩をとるという意識が薄い。

2 争点2（被控訴人校長らによる職務命令の存否）について

(1) 控訴人らの休憩時間の取得に関する被控訴人校長らの対応

ア 柳川中学校（控訴人松岡）について（丙16，原審被控訴人竹下本人）

被控訴人竹下は、平成14年、平成15年の4月の職員会議において、休憩時間を明示した文書（丙21の1・2）を職員に配布した上で、休憩時間内に会議や打合せをしないようにすること、職務を休憩時間に行った場合は校長に対して休憩時間の振替を申し出ることを伝え、また、上記文書を職員室に掲示した。

被控訴人竹下は、各年4月のPTA役員会において、教職員の休憩時間内に保護者による学校訪問、電話等をできるだけ控えるように求めた。

被控訴人竹下は、休憩時間に教職員が電話、訪問者への対応をすることを避けるために、校長又は教頭のいずれかが、在校する際は職員室に在室して、これらの対応を行うように図っていた。

イ 庄所小学校（控訴人家保）について（丙19，原審被控訴人中井本人）

被控訴人恒岡は、平成14年度の当初、教職員に対し、休憩時間を明示した文書（丙23の1）を示して、休憩時間は自由に使える旨を述べ、休憩時間を取得できない場合は休憩時間の振替を利用するように伝えた。

被控訴人中井は、平成15年4月又は5月の職員朝礼において、休憩時間を明示した文書（丙23の2）を職員に配布した上で、被控訴人恒岡と同様の内容を伝えた。

被控訴人中井は、教職員に対し、各種会議を休憩時間後に行うように注意を促し、また、休憩時間に教職員が電話等の対応をすることを避けるために、校長又は教頭のいずれかが、在校する際は職員室に在室して、これらの対応を行うように図っていた。

ウ 土室小学校（控訴人志摩）について（丙20，原審被控訴人高浜本人）

被控訴人高浜は、平成14年5月の職員会議において、休憩時間に関す

る文書（丙15の4）を配布して、各教職員が休憩時間を適切に取得できるように伝えて、同文書を掲示し、休憩時間を取得できない場合は休憩時間の振替を利用するように伝え、また、平成15年4月の職員朝礼において、休憩時間について説明した。

被控訴人高浜は、教職員に対し、各種会議について、休憩時間後に行い、会議の議題を精選するなどして開催時間を短縮するように注意を促し、また、休憩時間に教職員が電話等の対応をすることを避けるために、休憩時間には校長を含む管理職又は事務職員がこれらの対応を行うように図っていた。

被控訴人高浜は職員会議が休憩時間に食い込んで行われた場合には、教職員がそれに代替する休憩時間を各自がその判断で、会議の前後で取得していると認識していた。

エ 竹の内小学校（控訴人末広）について（丙17，原審被控訴人大西本人）

被控訴人佐竹は、平成14年度の当初、教職員に対し、休憩時間に関する文書（丙12の1）を配布して、休憩時間を取得するように伝えて、同文書を掲示し、休憩時間を取得できない場合は休憩時間の振替を利用するように伝えた。

被控訴人大西は、平成15年度の当初、教職員に対し、休憩時間に関する文書（丙12の2・3）を配布した上で、被控訴人佐竹と同様の内容を伝えた。

被控訴人大西は、教職員に対し、各種会議を休憩時間後に行うように注意を促し、また、休憩時間に教職員が電話等の対応をすることを避けるために、休憩時間には校長、教頭又は事務職員がこれらの対応を行うように図っていた。

被控訴人大西は、職員会議が休憩時間内に実施された場合は、休憩時間の振替えを別の時間帯に行うものと認識し、その扱いを各教職員に委ねて

いた。

オ 大冠小学校（控訴人長谷川）について（丙 1・8，原審被控訴人山口本人）

被控訴人山口は、平成 14 年度及び平成 15 年度の当初、教職員に対し、休憩時間の時間帯を示した時間割（丙 22 の 1・2）を配布して、休憩時間を取得するように伝えて、同文書を掲示し、休憩時間を取得できない場合は休憩時間の振替を利用するように伝えた。

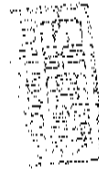
被控訴人山口は、上記時間割に休憩時間と会議等の時間を区別して記載するなどして、休憩時間に会議等を開催しないように図り、また、休憩時間に教職員が電話等の対応をすることを避けるために、休憩時間には校長、教頭ができる限り職員室に在室するように図っていた。

(2) 被控訴人校長らによる職務命令の存否

前記 1 (1)によると、土室小学校（控訴人志摩）及び竹の内小学校（控訴人末広）では、休憩時間中に職員会議が開かれることがあったことが認められる。職員会議の開催及びこれに対する教職員の出席は、校長の職務命令に基づくものと認められる。

しかし、それ以外には、本件全証拠によっても、被控訴人校長らが控訴人らを含む教職員に対し、休憩時間中に職務に従事するように明示して命令した事実は認められない。むしろ、前記(1)の認定によれば、平成 14 年度及び平成 15 年度において、被控訴人校長らが控訴人らを含む教職員に対し、明示した休憩時間を取得できるように配慮していたことが認められる。

たしかに、前記 1 で認定した控訴人らの勤務状況によれば、控訴人らは、休憩時間にも相当時間にわたり、職務に従事していたことは認められる。しかし、後記 3 (1)で述べる教育職員の職務の特殊性に照らすと、その多くについては、控訴人らは、教育職員としての各自の自発性、創造性に基つき、その職務を遂行してきたと認めるのが相当であって、少なくとも、被控訴人校長らが控訴人らに対し、各自の職務を休憩時間にわたり従事することを、黙



示に命令したような事実とは認められない（なお、前記1(1)オ(ウ)の補習については、月曜日に行われていた補習は「大冠タイム」と呼ばれる、全員に対するものであったが、6時限目〔午後2時35分から午後3時20分〕に実施されており、休憩時間にはかかっておらず（甲76）、その他の曜日に行われた補習は一部の児童に対するものであり、校長の職務命令に基づくものとは考えにくい。）。

また、控訴人らの勤務状況に照らすと、控訴人らが従事した職務の中には、控訴人らの服務監督者であり、校務の分掌を決定する権限のある被控訴人校長らの判断に基づき、職務担当が定められたものがあることが認められる。

しかし、これらの職務についても、上記の職員会議への出席を除くと、これらを遂行する時間帯までの指示があったとは認められず（したがって、これらの職務を休憩時間に遂行するよう指示があったとも認められない。）、控訴人らは、定められた職務担当につき、各自の判断から、都合のよい時間帯にその職務を遂行していたと認めるのが相当である（その日の職務内容によっては、休憩時間を取得すると、本来の終業時刻までに全ての職務を終わらせることができない場合もあることが推定されるが、これを休憩時間内に遂行するか、所定終業時刻後の残業として遂行するかは、各自の判断ということになる。）。

控訴人らは、休憩時間を全く取得できないような勤務状況にあったことから、被控訴人校長らが控訴人らに対して休憩時間の勤務につき黙示ないしは包括的な職務命令を行っていたというべきである旨主張するが、以上の認定判断に照らすと、仮に控訴人らがそのような勤務状況にあったとしても、そのことから直ちに、被控訴人校長らにおいて控訴人らが主張するような黙示ないしは包括的な職務命令をしていたとは認められない。

- 3 争点3（控訴人らの被控訴人大阪府に対する、休憩時間中の勤務に対応する給与請求権の有無及びその額）について

(1) 旧給特法の適用範囲について

ア 旧給特法について

旧給特法10条は、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、労働基準法37条を適用しない旨定める。

そして、証拠（甲49、乙6、乙7の1・2、乙29、30）によれば、その立法趣旨は、教育の勤務時間については、教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと、また、教員には夏休みのように長期の学校休業時間があること等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般の行政事務に従事する職員と同様の時間管理を行うことは必ずしも適切でないこと、これらのことから、勤務時間の管理について運用上適切な配慮を加えるとともに、教員の時間外勤務とこれに対する給与等に関する制度を改め、教員の職務と勤務の態様の特殊性に応じたものにしたものであることが認められる。

この点を敷衍するならば、本来、教育は、人間を対象とし、人格の発展と完成を目指してその育成を促す営みであって、このような教育の仕事に従事する教員の職務は、きわめて複雑、困難かつ高度な問題を取り扱うものであり、専門的な知識、技能はもとより、哲学的な理念と確たる信念や責任感を必要とし、また、その困難な勤務に対応できるほどに教育に関する研修、専門的水準の向上を図ることが要求されるという特殊性を持つ。そのため、教育職員が携わる教育活動は、それ自体完結したものではなく、その内容の質及び量において、教育職員の創意工夫により際限なく広がっていく特性を持つことから、単純に時間や結果によって計測できない性質を有するうえ、教育という重要な職務に関わる教師としての責任と自覚に基づいて遂行されなければならないという特質を有する。しかも教育にかかわる活動は、千差万別であって、その職務の遂行に当たり、教育職員の自覚・自発的意思によることにより多くを期待されているものから、教育職

員の自覚・自発的意思によることが望ましいが、同時に校長等からの職務命令により義務としてなさなければならないものまで、種々の性格のものがある。そのため、教育職員の職務は、本来の業務か否か、教育職員の自発的意思に基づいて行われているものか職務命令による義務として行われているものかを明確に画することの困難な側面を有していることも否定し難いところである。

このように、教育職員の仕事量は単純な時間数で計ることができるものではなく、また、教育職員が従事する職務のうちその主要な部分である各自の自発的な意思に基づき遂行されることが期待される職務は、その性質上、複雑、困難、かつ、高度な問題を取り扱うものであり、その職務遂行に関しては各教職員の専門的知識、技能に裏付けられた責任と自覚に委ねざるをえない点で、一般の行政事務職員とは大きく異なる特殊性をもつ職務であるといえる。

教育職員の勤務態様をみても、直接児童・生徒の教育を行う場合でも通常の教科授業のように学校内で行われるもののほか、修学旅行や遠足のような学校外で行われるものもあり、家庭訪問のように教育職員特有の勤務があるうえに、自己の研修においても必要に応じて学校外で行われる場合も少なくなく、このような場合、管理・監督者である学校長が教育職員の勤務の実態を直接把握することは困難であり、さらに夏休みのように長期の学校休業期間中の勤務は児童・生徒の直接指導よりも研修その他の勤務が多い等、一般行政事務職員とは著しく異なる勤務態様の特殊性がある(甲49)。

以上の諸点に加えて前掲各証拠を総合すると、旧給特法は、教育職員の職務が、職務及び勤務態様の面で一般の行政事務職員とは異なる特殊性を有することから、国公立の義務教育諸学校等の教育職員について一般の行政事務職員と同様な勤務時間管理を行うことは適当ではなく、その特性に

応じた給与体系を定める必要があったことから制定されたものと考えられる。

すなわち、教育職員の勤務に前記のような特性があることから、その勤務について勤務時間の内外を問わず包括的に評価することにして、労働基準法 37 条等に定める時間外勤務手当及び休日給の制度を適用しないことにする代わりに、俸給相当の性格を有するものとして教職調整額を支給することとしたこと、教職調整額に関して、国立の義務教育諸学校等の教育職員については、昭和 41 年に文部省が行った教員の勤務状況調査の結果その他を勘案して、俸給月額 4 % の額を支給することとし（旧給特法 3 条）、公立の義務教育諸学校等の教育職員については、国立の義務教育諸学校等の教育職員に関する事項を基準として、支給の措置を定めなければならないと定められたこと（旧給特法 8 条）が認められる。

そして、前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、これらの規定に関連して、適正な勤務条件を確保するための措置として、正規の勤務時間外における命令による勤務が教員にとって過度の負担にならないようにするため、旧給特法 7 条は、国立の義務教育諸学校等の教育職員について、文部大臣（当時）が人事院と協議して時間外勤務を命じる場合の基準を定めることとし、これに基づき、文部省は、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程」（昭和 46 年 7 月 5 日文部訓令第 28 号）（乙 2）及び「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の施行について」（昭和 46 年 7 月 9 日文部事務次官通達第 377 号）（乙 6）で、時間外勤務を命じる場合について、① 生徒の実習に関する業務、② 学校行事に関する業務、③ 学生の教育実習の指導に関する業務、④ 教職員会議に関する業務、⑤ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務と定めたこと、旧給特法 11 条は、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合につき、国立の義務教育諸学校等の教

育職員について定められた例を基準として条例で定める場合に限るものとする旨を定めたことが認められる。

イ 府給与条例、府勤務時間条例及び府教委勤務時間規則について

府給与条例は、旧給特法10条、8条、3条の規定を受けて、教育職員の勤務に特殊性があることに鑑み、義務教育諸学校等に勤務する教育職員については、その者の給料月額の4%に相当する額の教職調整額を支給することとし、時間外勤務手当の支給を定めた規定(21条)を適用しない旨を定める(26条の3)(乙1)。

また、府勤務時間条例は、義務教育諸学校等に勤務する教育職員に対し、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる旨を定め(7条、18条)、勤務を命じることができる場合について、府教委が、国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として、人事委員会と協議して定める場合に限られる旨を定めている(11条、18条)(乙3)。

そして、府教委勤務時間規則6条は、府勤務時間条例11条を受けて、勤務を命じることができる場合について、限定4業務(①生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③教職員会議に関する業務、④非常災害等やむを得ない場合に必要な業務)に当たる場合で、臨時又は緊急にやむを得ないときとすると定めている(乙4、5)。

ウ 小括

前記ア、イのとおり、旧給特法、府給与条例及びこれに関する前記法令の規定は、教育職員の勤務の特殊性に鑑み、その勤務については勤務時間の内外を問わずに包括的に評価することとし、時間外勤務手当の支給を定めた規定を明文で除外し、時間外勤務手当の支給に代えて、俸給相当の性格を有する給与として俸給の4%(ただし、各種手当てに跳ね返るために実質的には6%程度になる〈甲48〉)に当たる教職調整額を支給するもの

としている。そして、控訴人らは、平成14年度及び平成15年度において、これらの規定の対象となる教育職員であった。

このことに照らすと、控訴人らは、休憩時間に勤務した場合であっても、これまで述べた旧給特法、府給与条例及びこれに関する前記法令の規定の趣旨や、かかる法令等が制定された経緯及び理由に照らし、本来、法令上この勤務に対する対価の受給権を取得するものではなく、たとえ、控訴人らが、休憩時間に勤務を行い、この勤務が府教委勤務時間規則6条所定の事由（限定4業務）に該当しない場合であっても、そのことから直ちにこの勤務に対する対価の受給権が生ずるものではないというべきである。

もっとも、休憩時間における勤務について、旧給特法、府給与条例及びこれに関する前記法令の規定の趣旨を全く没却するような事態が生じた場合、すなわち、休憩時間において、勤務をするに至った経緯、従事した職務の内容、勤務の実情等に照らし、休憩時間における勤務が教育職員の自由意思を極めて強く拘束するような形態でなされ、かつ、そのような勤務実態が常態化しているなどの場合においては、時間外勤務手当の支給除外を定めた法令の規定の趣旨に反するものとして、労働基準法37条、府給与条例21条の適用は除外されず、教育職員は、休憩時間の勤務につき対価の支給を求めることができると解するのが相当である。

そこで次の(2)において、控訴人らに、上記のような例外的な勤務実態が存するかという点について検討する。

(2) 控訴人らの勤務における対価の受給権の有無

ア 前記1の認定判断によれば、控訴人らは、平成14年度又は平成15年度において、各校長から明示された休憩時間において、相当時間にわたり勤務に従事していたこと、当時、控訴人らを含む高槻市立小中学校の教育職員の多くが、明示された休憩時間を十分に取得できないと感じるような勤務状況であったことは認められる。

しかし、他方において、控訴人松岡は、平成14年度又は平成15年度において一時期を除き、毎日1時限程度の空き時間があり（前記1(1)ア(ウ)）、控訴人家保は、平成15年度に理科専科等を担当していた際、週5時限程度の空き時間があり（同イ(エ)）、控訴人志摩は、平成15年度に理科専科等を担当していた際、週6時限程度の空き時間があつたこと（同ウ(エ)）、さらに、証拠（丙4～8の各1・2）によれば、控訴人らは、平成14年度及び平成15年度において、所定終業時刻までの数時間に年次休暇を取得することが少なくなかつたこと（時間単位の休暇は当日申し出て取得することができることになっている。）が認められるから、控訴人らが休憩時間を取得することが極めて困難であるような状況にあつたとまでは未だ認めがたいというべきであるし、他にかかる事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

そして、前記1で認定した勤務状況及び教育職員の職務の特殊性に照らすと、控訴人らが休憩時間に従事した職務の大半は、教育職員としての各自の自発性、創造性に基づいて遂行されたものと認めるのが相当である。

また、被控訴人校長らが、職員会議への出席を除き、休憩時間に職務に従事するように明示又は黙示に命令したとは認められず、むしろ、控訴人らを含む教職員に対し、休憩時間を取得できるように配慮してきたと認められることは、前記2で述べたとおりである。

ところで、前記1、2認定の事実によれば、土室小学校（控訴人志摩関係）及び竹の内小学校（控訴人末弘関係）では、休憩時間に職員会議が開催されることがあつたことが認められる。控訴人らは、休憩時間中に行われた職員会議については、「臨時又は緊急にやむを得ない必要があるとき」ではなく、休憩時間の振替取得を教育職員の自主的な判断に委ねてよいものではなく、振替時間を校長が責任をもって指示すべきであると主張する。

しかしながら、前記1、2認定事実によれば、① 土室小学校における

職員会議が休憩時間内から行われる場合は、控訴人志摩も平成15年度には構成員であった推進会議において、事前に決定され、推進会議は、職員朝礼の際にこれを提案し、教職員の了承を得ていたこと、同校の校長であった被控訴人高浜は、休憩時間の振替については各教職員がその判断で取得していると認識していたこと、② 竹の内小学校における職員会議は、帰宅時間が遅くなることを憂慮する教職員からの申出等によって、朝の職員朝礼時での提案により行われていたこと、同校の校長であった被控訴人大西は、休憩時間の振替を別の時間帯に行うものと認識し、その扱いを各教職員に委ねていたことが認められ、これらの事実を照らせば、各校長は、教職員の同意の下に休憩時間の振替取得を教職員の判断に委ねていたと考えられる。そして、このような措置は、すでに説示した教育職員の職務と勤務の態様の特性（前記(1)ア）に鑑みれば合理性を有しているものと認められるから、相当でないということとはできないし、また、校長が必ず教育職員に対して個別具体的に振替時間を指示しなければならないとまで断じることができない。そして、かかる場合において、控訴人らが、結果として休憩時間の振替取得を行わなかったとしても、その不作為が、控訴人らの各自の自由意思を極めて強く拘束するような形態でなされていたということもできないというべきである。

このようにみると、控訴人らの休憩時間における勤務は、その全体を通じて、勤務をするに至った経緯、従事した職務の内容、勤務の実情等に照らして、控訴人ら各自の自由意思を極めて強く拘束するような形態でなされ、かつ、そのような勤務実態が常態化しているとまでは認められない。そして、控訴人らの休憩時間における勤務の実情を放置することが、時間外勤務を命じ得る場合を限定列挙して制限を加えた趣旨にもとるような事情を認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、控訴人らは、被控訴人大阪府に対し、休憩時間の勤務に

つき対価の支給を求めることはできないというべきである。

イ 控訴人らの主張について

- (7) 控訴人らは、休憩時間における職務内容や勤務態様に照らし、控訴人らの休憩時間は、実質的にみて使用者の指揮命令下における手待時間であり、労働時間であった旨主張するところ、たしかに、教育職員は、休憩時間中であっても、突発的な事態に対して、生徒指導等の方法で対応する必要がある場合が存することは窺える。

しかし、前記(1)で述べたところに照らすと、控訴人らは、休憩時間に職務に従事する必要がある場合があったことをもって、直ちにこの職務の対価の支給を求めることはできないというべきであるし、控訴人らの勤務状況等（前記1参照）及び教育職員の職務の特殊性に照らすと、控訴人らが休憩時間に従事した職務の大半は、教育職員としての各自の自発性、創造性に基づいて遂行されたものと認めるのが相当であることは、前記アのとおりであるから、控訴人らの休憩時間が使用者（被控訴人校長ら）の指揮命令下における手待時間であったということはできない。

- (イ) 控訴人らは、教育職員において、旧給特法の成立後、4%の教職調整額に対応する時間以上の時間外勤務を余儀なくされており、この勤務に対する手当が支給されるべきである旨主張する。

しかし、旧給特法等の規定が、教育職員の勤務の特殊性に鑑み、その勤務については勤務時間の内外を問わずに包括的に評価することとし、時間外勤務手当の支給を定めた規定を明文で除外し、時間外勤務手当の支給に代えて、俸給相当の性格を有する給与として俸給の4%に当たる教職調整額を支給するものとしていることに照らすと、控訴人らは、休憩時間に勤務した場合であっても、原則として、法令上この勤務に対する対価の受給権を取得するものではないと解すべきことは、前記(1)ウで

述べたとおりである。これに反する控訴人らの上記主張は、採用できない。

- (ウ) 控訴人らは、教育職員に対して、限定４業務以外の業務について時間外勤務命令が出された場合には、賃金が支給されるべきである旨主張する。

しかし、仮に控訴人らが休憩時間に行った職務が限定４業務に該当しない場合であっても、そのことから直ちにこの勤務に対する対価の受給権が生ずるものではないことは、前記(1)ウで述べたとおりである。これに反する控訴人らの上記主張は、採用できない。

- (エ) 控訴人らは、旧給特法を適用して、休憩時間における労働に対する賃金を支払わないことが、労働基準法だけでなく、憲法２７条２項（勤労条件に関する基準の法定）に違反する旨の主張をするが（控訴人ら準備書面(12) 21頁参照）、地方公務員法、旧給特法は、労働基準法の特別規定であって、労働基準法と異なる規定を法律で定めること自体が、憲法２７条２項に違反するわけではない。

4 争点４（被控訴人校長らに対する損害賠償請求の成否）について

公権力の行使に当たる地方公共団体の公務員がその職務を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、地方公共団体がその被害者に対して賠償の責に任じ、公務員個人はその責を負わないというべきである（最高裁判所第二小法廷昭和５３年１０月２０日判決・民集３２巻７号１３６７頁）。

そして、控訴人らの被控訴人校長らに対する本訴請求は、控訴人らの休憩時間中の勤務について、被控訴人校長らに違法行為があったとして損害賠償を求めるものであり、被控訴人校長らの職務行為に関するものであるから、国家賠償法１条１項に基づき請求されるべきものである（公務員の違法な職務行為に関する損害賠償を、民法の不法行為に関する規定に基づいて請求することは認

められない。)

以上によれば、被控訴人校長らは、控訴人らの本訴請求について、被控訴人高槻市とは別個に、損害賠償責任を負うものではない。

したがって、控訴人らの被控訴人校長らに対する本訴請求は、その余を検討するまでもなく、理由がない。

5 争点5 (被控訴人高槻市又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らの休憩時間に対する把握、管理について、違法があったか) について

(1) 高槻市教委及び被控訴人校長らにおける義務

平成14年度又は平成15年度において、高槻市教委は、高槻市立小中学校教諭であった控訴人らに対し、地教行法43条1項に基づき、服務監督権限を有しており、また、被控訴人校長らは、所属職員であった控訴人らに対し、学校教育法28条3項又は40条に基づき、監督する権限を有していた(前提事実(2)ア参照)。

そして、高槻市立小中学校教諭は、労働基準法34条の休憩時間に関する規定が適用されるところ、府教委勤務時間条例5条1項は、市町村教育委員会において、府教委の定める基準に従い、1日の勤務時間が6時間を超えて8時間以内である場合に、原則として、45分間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならない旨を定め、府教委勤務時間規則は、校長が上記の休憩時間を定める旨を定める(前提事実(2)ウ参照)。

これら法令の規定によれば、高槻市教委及び高槻市立小中学校の校長は、各学校に所属する教育職員に対し、休憩時間が取得できるように、その実情を把握して、適正に管理するように図る義務を負うというべきであるから、教育職員における休憩時間の取得の管理について、職務上の義務に違反する行為をし、又は職務上の義務を履行しなかったときには、国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使があったと認め得る場合が存するというべきである。

そして、上記の違法な公権力の行使があったか否かは、教育職員における休憩時間の取得に関する具体的な実情を踏まえて、高槻市教委及び高槻市立小中学校の校長において、教育職員における休憩時間の取得を妨げるような行為をしていたか否か、あるいは休憩時間の取得が妨げられている状況を認識しながら、これを放置していたか否か等の点を考慮して、損害賠償義務を認め得るような職務上の義務違反があったか否かによって判断するのが相当である。

- (2) そこで、控訴人らにおける休憩時間の取得に関して、高槻市教委又は被控訴人校長らにおいて、国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使があったかについて、以下検討する。

ア 控訴人らの休憩時間に関する状況

控訴人らが、平成14年度又は平成15年度において、被控訴人校長らから明示された休憩時間において、相当時間にわたり勤務に従事しており、休憩時間を十分に取得できないと感じるような実情にあったことは、前記1のとおりである。

しかし、控訴人松岡を除く控訴人らの休憩時間は、放課後の時間帯であったところ、放課後に行う勤務のうちどのような作業を、休憩時間に従事していたかを具体的に特定することは困難である。そして、前記2(2)、3(2)のとおり、控訴人らの勤務状況及び教育職員の職務の特殊性に照らすと、休憩時間にかかる時間帯に実施された職員会議への参加を除き、控訴人らが休憩時間に従事した職務の大半は、教育職員としての各自の自発性、創造性に基づいて遂行されたものと認めるのが相当であり、控訴人らが休憩時間を取得することが極めて困難であるような状況にあったと認めることはできない。

イ 高槻市教委による休憩時間の取得に関する対応

高槻市教委が、平成14年4月12日付けの「教職員の勤務における服

務の厳正な取扱い」(甲7の1~4)を発して、高槻市立小中学校の各校長に対し、所属職員に勤務時間の厳守(休憩時間の明示を含む)等、服務の厳正な取扱いについて指導の徹底を図るよう求めたことは、前提事実(6)のとおりである。

ウ 被控訴人校長らにおける控訴人らの休憩時間の取得に関する対応

他方において、被控訴人校長らが、控訴人らに対し、休憩時間に職務に従事するように明示又は黙示に命令した事実は認められないことは、前記2(2)のとおりである。

また、前記2(1)の認定によれば、被控訴人校長らは、控訴人らを含む所属教育職員に対し、休憩時間について記載した書面を配布するなどして、休憩時間を明示した上で、休憩時間を取得するように周知を図り、休憩時間に職務を行った場合には休憩時間の振替を申し出るように伝えていたこと、原則として、休憩時間に会議等を行わないように指示し、所属職員が休憩時間内に電話、外来者等の対応をしないように図るための措置を講じていたこと、職員会議等を休憩時間内に行う場合には、その必要性について、職員に事前に説明する又は委員を務める職員との間で事前に検討するなどの配慮を講じていたことが認められる。

そして、証拠(丙16~20、原審被控訴人竹下本人、原審被控訴人中井本人、原審被控訴人高浜本人、原審被控訴人大西本人、原審被控訴人山口本人)によれば、被控訴人校長らは、いずれも、所属する控訴人ら各自の勤務状況について、他の教諭と比較して特に多忙であるとは認識しておらず、控訴人らの職務内容に照らし、休憩時間を取得することが可能であると認識していたことが認められる。また、控訴人らが被控訴人校長らに対して休憩時間の振替を申し出たことを認めるに足りる証拠はない。そして、控訴人らが休憩時間を取得することが極めて困難であるような状況にあったとまでは認めるに足りる的確な証拠がないことは、前記認定のとお

りである。これらによれば、控訴人らの休憩時間の取得状況に関する被控訴人校長らにおける上記のような認識が、その実情を全く踏まえないものであったとは認められない。

もつとも、被控訴人校長らが、控訴人らに対し、控訴人らが休憩時間中に勤務していた際に勤務を止めるように指示していたことを認めるに足りる証拠はないが、このことは、以上の認定判断を妨げるものではない。

エ 厚生労働省基準との関係

厚生労働省が、平成13年4月6日付けで、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」(平成13年4月6日基発339号)を発したこと、この厚労省基準が、使用者において、労働時間の適正な把握のために、使用者において、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録すること、そのための方法として、使用者が自ら現認すること又はタイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎とすること等を定めていることは、前提事実(5)のとおりである。

しかし、証拠(丙4～8の各1・2)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人ら各自は、所属する学校において、出勤簿の記載、休暇届の記載等によって、出退勤につき管理されていたことが認められるところ、教育職員の職務の特殊性に照らし、教育職員の職務のうち、各自の自主性、創造性に基づき遂行されるものがあることは、前述したとおりであり、前記ウの認定判断に照らすと、被控訴人校長らが自ら上記厚労省基準において定める方法で労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録しなかったとしても、そのことをもって控訴人らの休憩時間における勤務態様を適正に把握し、管理していなかったとはいえない。

なお、控訴人らは、高槻市教委が各校長に対して上記厚労省基準の周知を図らなかったことが違法である旨主張する。しかし、平成13年5月9日付けで、大阪府総務部市町村課長から各市町村等の人事担当部(課)長

宛に、上記厚労省基準が通知されており（前提事実(5)）、各市町村が、上記厚労省基準につき、どのような方法で基準の実現を図るかは、各市町村の合理的裁量に委ねられたものというべきである。

オ 小括

前記アないしエによれば、高槻市教委又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らの休憩時間の取得を妨げるような行為をしたとは認められず、また、控訴人らにおける休憩時間の取得状況を認識しながら、これを放置していたとまでは認められない。前記1、2のとおり、休憩時間に職員会議が開催されることがあったが、このような場合は、休憩時間の分割取得による振替によって対処すべきであるところ、高槻市教委や被控訴人校長らが、これを拒否した形跡もない。被控訴人校長らとしては、このような場合、すすんで、休憩時間を振替取得するよう配慮すべきであったとはいえるが、前記3(2)アにおいて説示した事情を総合するならば、振替取得することを控訴人らの判断に委ねたこと自体を違法であるとまではいえない。

控訴人らは、高槻市教委が、平成15年度以降、休憩時間の取得に関する実態調査を行わず、また、休憩時間の試行を継続していることを論難するが、これらの事実、その当否はさておき、以上の判断を左右する性質のものではない。

以上によれば、高槻市教委又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らの休憩時間に対する把握又は管理について、国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使があったとは認められない。

したがって、この点に関する控訴人らの被控訴人高槻市に対する損害賠償請求は、その余を検討するまでもなく、理由がない。

6 争点6（被控訴人高槻市又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らに対し、休憩時間の明示、労働基準法34条の遵守について、違法があったか）について

(1) 休憩時間の明示について

高槻市教委が、平成14年4月12日付けの「教職員の勤務における服務の厳正な取扱い」を発して、高槻市立小中学校の各校長に対し、所属する教育職員に対する休憩時間の明示等について指導したこと、被控訴人校長らが、上記指導を受けて、平成14年度及び平成15年度の当初、所属する教育職員に対し、休憩時間の時間帯等が記載された文書を配布又は提示して、休憩時間を明示し、休憩時間の取得につき周知を図ったことは、前提事実(6)、前記2(1)のとおりである。

控訴人らは、労働基準法15条、労働基準法施行規則5条3項の規定に照らし、各教育職員に対して休憩時間に関する文書を交付すべきである旨主張する。しかし、上記各規定は、労働契約の締結に際して、使用者に労働条件を明示することを義務付けた規定であるから、前記で認定したような状況において、高槻市教委又は被控訴人校長らが、各職員に対し、休憩時間を示した文書を交付すべき職務上の義務を負うとまでは認められない。

また、控訴人らは、被控訴人高浜が控訴人志摩に対し、平成15年度に休憩時間に関する文書の明示を行わなかった旨主張する。しかし、被控訴人高浜が、平成14年5月の職員会議において、休憩時間に関する文書を配布して、休憩時間を適切に取得できるように伝え、平成15年4月の職員朝礼において、休憩時間について口頭で説明したことは、前記2(1)ウで認定したとおりであり、これらによれば、被控訴人高浜が平成15年4月に行った休憩時間に関する説明が、休憩時間の明示に関する職務上の義務に反するものであったとは認められない。

以上によれば、高槻市教委又は被控訴人校長らにおいて、控訴人らとの関係で、休憩時間の明示について、国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使があったとは認められない。

したがって、この点に関する控訴人らの損害賠償請求は、その余を検討するまでもなく、理由がない。

(2) 労働基準法 34 条との関係について

- 7 高槻市教委が、平成 14 年 4 月 12 日付けで各校長に「教職員の勤務における服務の厳正な取扱いについて（通知）」を発したこと、この中の説明用メモに「（①、②は省略）③ 休憩時間は、条例上午前 11 時から午後 2 時の間に 45 分のかたまりで取ることを原則とするが、学校運営上必要があると認められるときは他の時間に変えることができる。④ 休憩時間の一斉付与については、職務の特殊性がある場合において、休憩の自由利用が妨げられず、かつ、勤務の強化にならない場合には、休憩時間を一斉に付与することを要しない。」と記載されていることは、前提事実(6)のとおりである。

イ 一斉付与の原則との関係について

- (ア) 控訴人らは、高槻市教委が、平成 14 年度、休憩時間の試行をする際、各校長に対し、「職務の特殊性がある場合において、休憩の自由利用が妨げられず、かつ、勤務の強化にならない場合には、休憩時間を一斉に付与することを要しない。」と指導したことが、労働基準法 34 条 2 項に違反する旨主張する。

- (イ) 労働基準法 34 条 2 項は、休憩時間は一斉に与えなければならないと定めるところ、地方公務員法 58 条 4 項は、一般職の地方公務員について、条例に特別の定めがある場合は、休憩時間を一斉に与えることを要しない旨を定めている。

そして、府勤務時間条例 5 条 2 項、18 条は、市町村教育委員会において、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要性がある場合において、人事委員会規則で定めるところによるときは、同条例 5 条 1 項で定める休憩時間を一斉に与えることを要しない旨を定め、府勤務時間規則 3 条の 2 は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要性がある場合において、休憩の自由利用が妨げられず、かつ勤務の強化にならない場合に当たる

ときは、休憩時間を一斉に与えることを要しない旨を定めている（前提事実(2)ウ(り)、(エ)）。

また、府教委勤務時間規則4条1項ただし書は、府勤務時間条例5条1項で定める休憩時間については、学校運営上必要があるときは、他の時間に変えることができる旨を定めており、高槻市教委の「高槻市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」4条は、高槻市立学校に勤務する府費負担教職員の休憩時間について、府教委勤務時間規則4条1項と同じ内容を定めている（前提事実(2)ウ(オ)、(カ)）。

(り) 前記(イ)の各規定によれば、高槻市立小中学校に勤務する府費負担教職員の休憩時間については、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要性がある場合において、休憩の自由利用が妨げられず、かつ勤務の強化にならない場合に当たるときには、休憩時間を一斉付与することを要しないことになる。

高槻市教委による前記(ア)の指導は、前記(イ)の各規定に基づくものであると認められる。

そして、小中学校の教職員の職務の内容が、放課後も含め、多数の生徒の教育・指導を含む以上、一斉付与が困難であることは明らかであり、職務の特殊性を認めることができる。

また、一斉付与の原則（労働基準法34条2項）の趣旨は、休憩時間の効果を上げるとともに、労働時間及び休憩時間の監督上の便宜を図るためにあるところ、高槻市教委による前記(ア)の指導をもって、上記の趣旨に反するものであるとは認められない。また、高槻市教委による前記(ア)の指導によって、控訴人らの休憩時間の自由取得が妨げられたと認めるに足りる的確な証拠はない。

以上によれば、高槻市教委による前記(ア)の指導が国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使であったとは認められない。

したがって、この点に関する控訴人らの被控訴人高槻市に対する損害賠償請求は、その余を検討するまでもなく、理由がない。

ウ 休憩時間の分割について

(ア) 控訴人らは、高槻市教委が、平成14年度、休憩時間の試行をした際、各校長に対し、「休憩時間は、条例上午前11時から午後2時の間に45分のかたまりで取ることを原則とするが、学校運営上必要があると認められるときは他の時間に変えることができる。」旨指導したことが、休憩時間の分割を認めたものであり、労働時間の自由利用の原則（労働基準法34条3項）に違反する旨主張する。

(イ) 府勤務時間条例5条1項、18条は、市町村教育委員会において、府教委の定める基準に従い、1日の勤務時間が6時間を超えて8時間以内の場合において、勤務時間の途中に45分の休憩時間を置かなければならないが、ただし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員について、府教委は、別に休憩時間を定めることができる旨を定める（前提事実(2)ウ(ウ)）。

そして、府教委勤務時間規則4条1項は、府勤務時間条例5条1項本文に定める休憩時間について、校長が定め、昼間において授業を行う学校に勤務する職員については、午前11時から午後2時までの間に置くものとし（同条項1号）、ただし、学校運営上必要があると認められる場合は、他の時間に変えることができる旨を定め（同条項ただし書）、高槻市教委の「高槻市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」4条は、高槻市立学校に勤務する府費負担教職員の休憩時間について、府教委勤務時間規則4条1項と同じ内容を定めている（前提事実(2)ウ(オ)、(カ)）。

高槻市教委による前記(ア)の指導は、上記各規定に基づくものであると認められる。

(り) そして、休憩時間の自由利用の原則（労働基準法 34 条 3 項）の趣旨は、労働者が労働時間の途中において、休息のために労働から解放されることを保障するためにあるところ、労働基準法 34 条及び前記(イ)の規定は、休憩時間を分割して付与することを禁止したものとは解されず、高槻市教委による前記(ア)の指導が、上記の趣旨に反するものであるとは認められない。

また、高槻市教委による前記(ア)の指導によって、控訴人らの休憩時間の取得が妨げられたとまで認めるに足りる的確な証拠はない

以上によれば、高槻市教委による前記(ア)の指導が、国家賠償法 1 条 1 項にいう違法な公権力の行使であったとは認められない。

したがって、この点に関する控訴人らの被控訴人高槻市に対する損害賠償請求は、その余の点を検討するまでもなく、理由がない。

7 結論

以上によれば、控訴人らの各請求は、いずれも理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件各控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第 14 民事部

裁判長裁判官 三 浦 潤

裁判官 森 宏 司

裁判官 大 西 忠 重

これは正本である。

平成 2 1 年 4 月 1 6 日

大阪高等裁判所第 1 4 民事部

裁判所書記官 坂 本 靖

